

産業廃棄物適正管理のための
Q & A 集

一般社団法人 日本木造住宅産業協会

まえがき

平成23年度の廃棄物処理法の改正により、建設工事に伴い排出される廃棄物の排出事業者は元請業者となることが明文化され、排出事業者に求められる責任はさらに大きくなりました。そして、平成23年改正から5年が経ち、廃棄物処理法の大幅な見直しが行われています。その中ではさらなる排出事業者責任の徹底についても言及されており、今後も規制強化は進むと言えます。

生産技術委員会建設副産物ワーキンググループは、平成25年度に新築廃棄物に関するアンケートを実施し、その結果を基に『住宅新築廃棄物の処理に関する調査報告書～現場分別によりリサイクル率を向上させよう～』を公開しました。報告書では、現場分別を行う場合に優先して分別する種類の例示や、新築廃棄物の処理を廃棄物処理法を遵守して行うための考え方を整理しました。

また、平成26年度から始まったホームページ上での建設副産物に関する質問回答とQ & Aの公開は、平成28年度も継続してまいりました。その中で、新しいQ & Aも追加されたことから、本冊子も改訂を致しました。

建設副産物の管理は複雑な部分が多くあります。法改正を前に、今一度、基本的な管理の見直しに本冊子や質問回答の取組を少しでもお役立て頂けましたら幸いです。

平成29年3月
生産技術委員会
建設副産物ワーキンググループ

目次

【1. 産廃の基本】

廃棄物処理法について 3

～産廃処理を委託するときの流れ～ 5

～マニフェストってどんなもの？～ 7

【2. Q & A 編】 10～

不法投棄をめぐる現状と排出事業者の義務

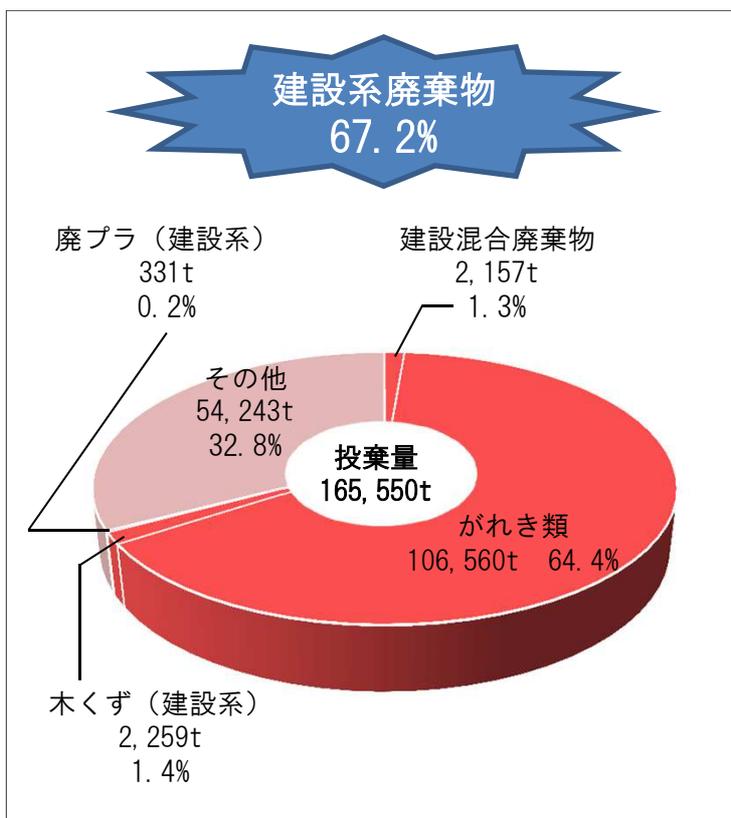
廃棄物処理に関するルールを定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）では、廃棄物を処理する際の様々なルールを厳しく定めています。法律に違反した場合の罰則は、環境関連法令の中でも最も厳しいとされています。例えば、不法投棄を行った場合、行為者に対して5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその併科が科せられ、その行為者が所属する法人に対しても最大で3億円の罰金が定められています。

また、不法投棄された廃棄物の約7割が建設系廃棄物であり、建設業者として適正に処理することが大切であることがわかります。

ここで注意しなければならない点が、処理業者による不法投棄です。例えば、産業廃棄物の処理を委託した業者が、不法投棄を行った場合、実行者である処理業者は当然ですが、処理を委託した排出事業者にもまで責任が及ぶ場合もあります。

不法投棄を行わないことはもちろんのこと、不法投棄に巻き込まれないよう、処理の行程をしっかりと管理する必要があります。

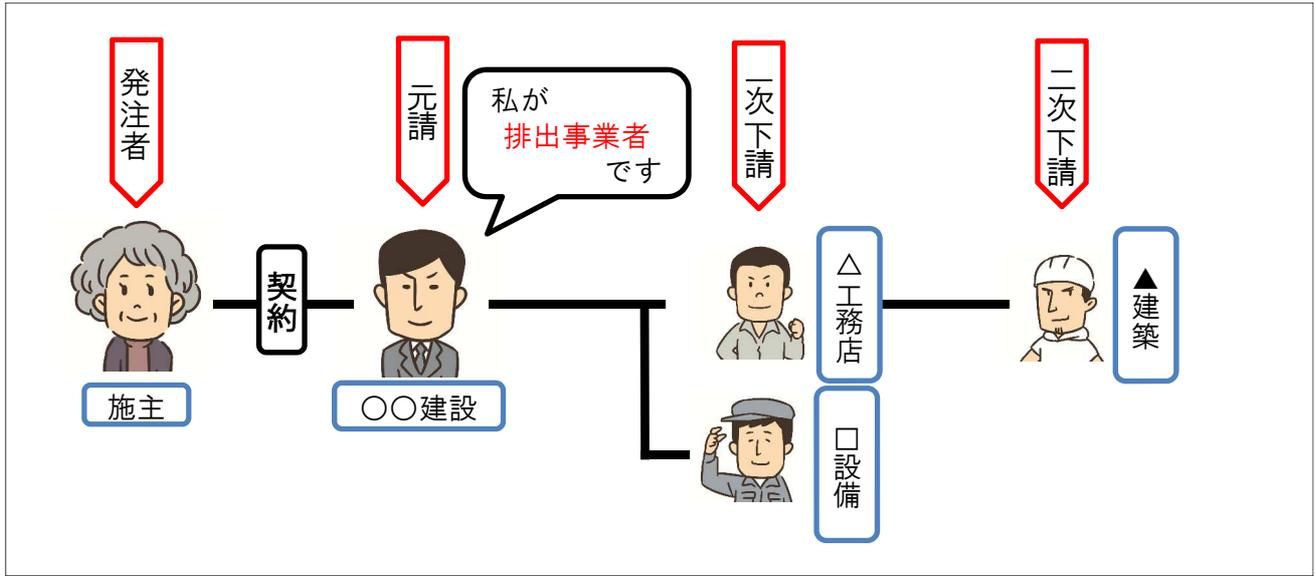
■産業廃棄物の不法投棄量とその内訳



環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成27年度）」
をもとに作成

平成23年度の法改正によって、建設工事の場合は元請業者が排出事業者となることが明確になりました。この元請業者とは、発注者と直接請負契約を結んだ建設業者のことです。

■建設工事における排出事業者の定義



排出事業者となる元請業者は、処理を委託する際に処理業者との契約の締結やマニフェストの交付など、廃棄物処理法で定められた様々な基準を守らなければいけません。

廃棄物処理法ではその基準について、契約書の記載内容や、マニフェスト交付のタイミング、保存義務などが細かく定められています。

■排出事業者に対する主な罰則

不法投棄を行った	廃棄物の投棄禁止違反	法人に対しては最大で3億円の罰金
無許可業者に委託した	委託基準違反	5年以下の懲役または1000万円以下の罰金
契約書を結ばなかった	委託基準違反	3年以下の懲役または300万円以下の罰金
マニフェストの未交付	管理票交付義務違反	6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金

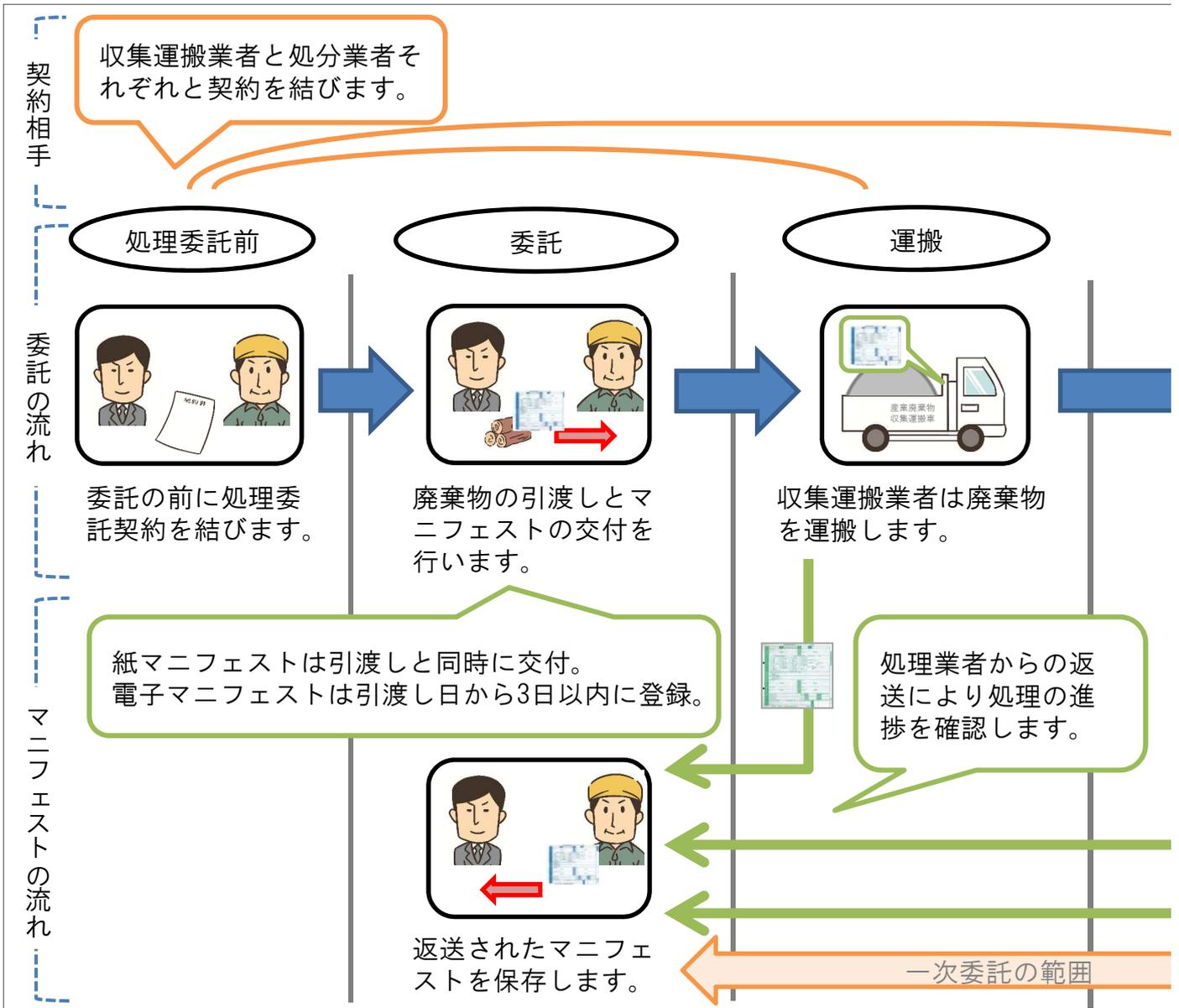
産廃の基本～産廃処理を委託するときの流れ～

廃棄物の処理を委託する際の流れ

産業廃棄物の処理を委託する際には、様々な決まりを守らなければいけません。例えば、処理業者との処理委託契約は廃棄物の引渡しより前に結ばなければならず、紙マニフェストは産業廃棄物の引渡しと同時に交付しなければいけません。

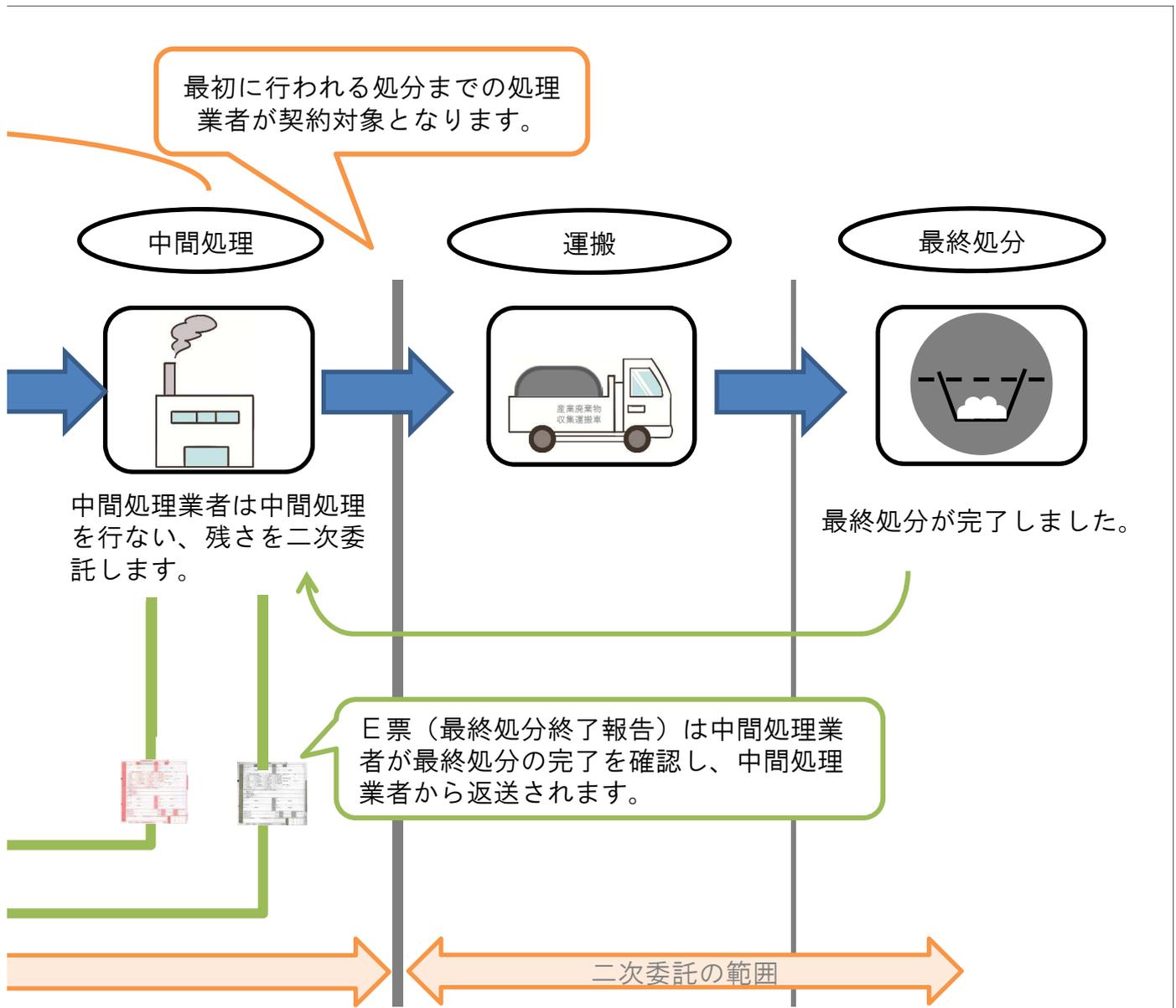
産業廃棄物を委託する際に、どのタイミングでどんな書類が必要か、何を確認すべきかを下図の産業廃棄物処理委託の流れにまとめます。

■産業廃棄物処理委託の流れ



産業廃棄物の処理を委託する場合には、事前に処理業者と直接契約を結びます。この契約を結ぶ処理業者は、委託する産業廃棄物を最初に処分するまで（一次委託）の業者となります。そのため、収集運搬業者と中間処理業者の2社と契約することが一般的と言えますが、積替保管を行う場合は排出事業場から積替保管先までの運搬業者と、積替保管先から中間処理業者までの運搬業者、両方と契約が必要になります。

マニフェストの運用については次のページで詳しくまとめます。



産廃の基本～マニフェストってどんなもの？～

紙マニフェストを交付する

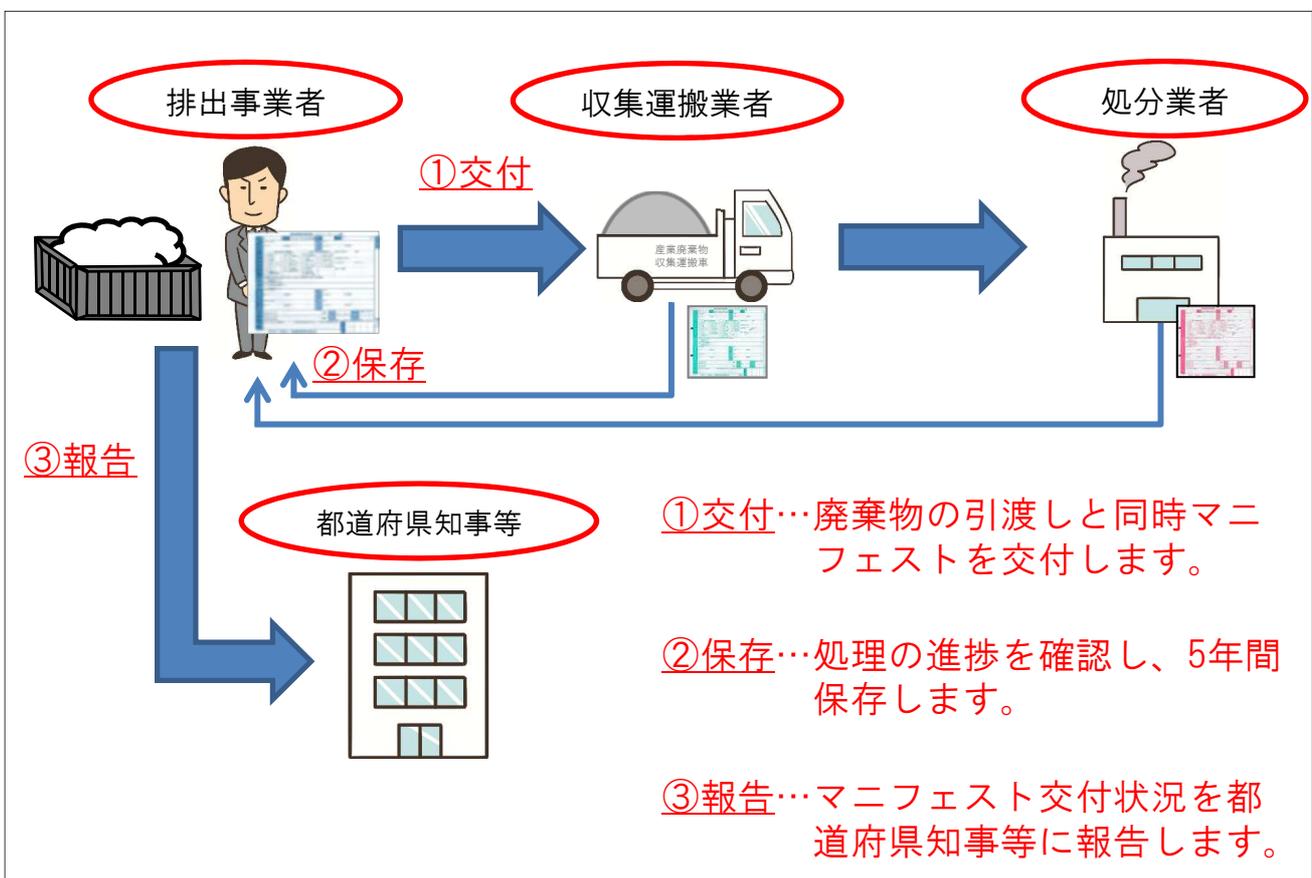
産業廃棄物の処理を委託する際には、管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。

処理業者は、委託された業務を終えると、交付を受けたマニフェストへ処理終了の情報を追記し、排出事業者へと返送します。排出事業者は、返送されたマニフェストから、委託した産業廃棄物がいつどのように処理されたかを確認します。

マニフェストを運用する際には、①交付義務、②保存義務、③報告義務という主に3つの義務が定められています。

下の図にマニフェストに関する義務をまとめました。電子マニフェストの場合は、運用方法が多少異なりますが、基本的な義務の内容は紙マニフェストと変わりません。

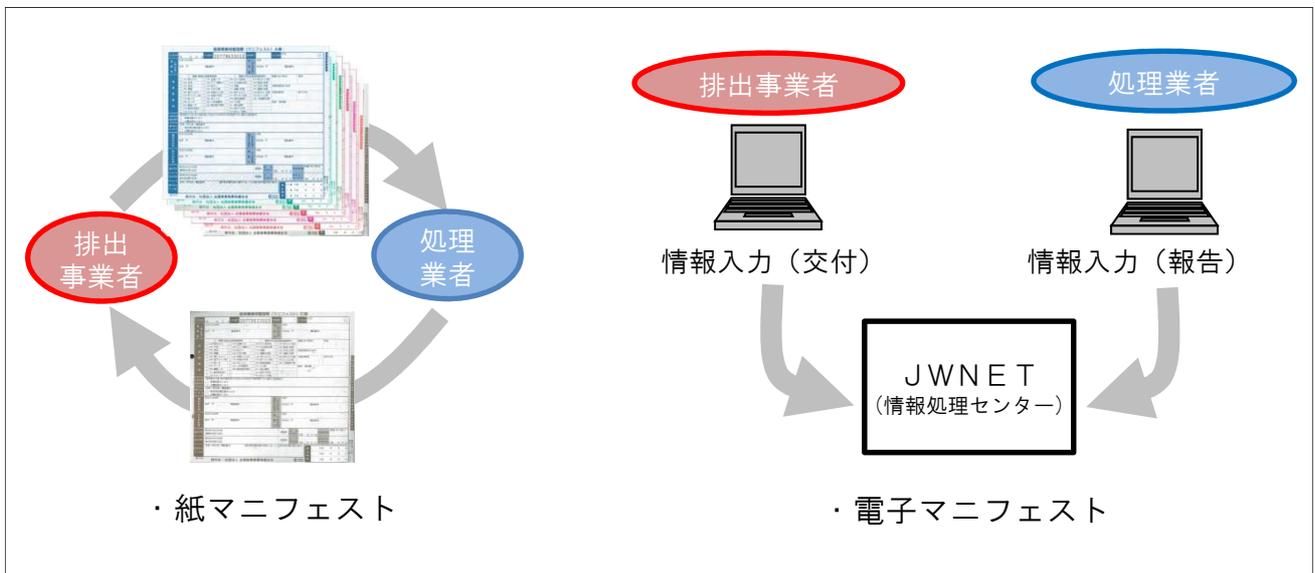
■マニフェストに関する3つの義務



紙マニフェストと電子マニフェストでは3つの義務の果たし方に違いがあります。

紙マニフェストを利用する場合、排出事業者はあらかじめ紙マニフェストを用意し、処理業者に交付することで直接やり取りします。電子マニフェストでは、排出事業者と処理業者は情報処理センターのシステム（JWNET）を介してインターネット上でやり取りを行います。

■紙マニフェストと電子マニフェスト



電子マニフェストを利用する場合、情報処理センターがマニフェストの保存と報告を行います。その分システムの利用料が発生します。

紙マニフェストを利用するか、電子マニフェストを利用するか、自社の産業廃棄物の排出状況等も考慮して選ぶようにしましょう。

■紙マニフェストと電子マニフェストの比較

項目	紙マニフェスト	電子マニフェスト
交付義務	廃棄物の引渡しと同時に交付	廃棄物の引渡しから3日以内に登録
保存義務	返送を受けた日から5年間保存	JWNETが電子情報で保存
報告義務	一年間の交付状況を報告	JWNETが代理報告

産業廃棄物適正管理のためのQ&A集

Q & A 編

区分	No.	Q & A
初級編	Q 1	こんなときの排出事業者は誰になるの？
	Q 2	家具や家電などの処分をお客様に頼まれた。工事のついでに処分しても大丈夫？
	Q 3	産業廃棄物の品目って何があるの？
	Q 4	産業廃棄物の安定型・管理型ってなに？
	Q 5	1円でも売れば有価物として扱っても良い？
	Q 6	無料回収の業者にダンボールを渡しても良い？
	Q 7	委託契約は委託後にすぐ結べば大丈夫？
	Q 8	契約書に添付された許可証は何を見れば良い？
	Q 9	委託契約書には何を書かないといけないの？
	Q 10	委託契約書にはどんなタイプがあるの？
	Q 11	紙マニの照合確認欄にサインは絶対必要？
	Q 12	紙マニの行政報告はどこに出せば良い？
	Q 13	廃棄物処理法の違反事例を教えて？
	Q 14	排出事業者としてどのような罰則があるの？
	Q 15	電マニと紙マニはどっちが正しいの？
	Q 16	建設リサイクル法ってどんな法律？
	Q 17	建設リサイクル法ってどんな手続きが必要になるの？
	Q 18	家電リサイクル法への対応はどうすればいい？
中級編	Q 1	優良認定を取得した処理業者に産廃管理を全部任せても良い？
	Q 2	許可証は更新中なら期限切れでも大丈夫？
	Q 3	多量排出事業者となる基準ってなに？
	Q 4	自社で運搬する場合は許可はいらない？
	Q 5	石綿は戸建住宅では外装にしか使われていない？
	Q 6	石綿の処分契約は破碎や圧縮の中間処理業者と結んで大丈夫？
	Q 7	確実にリサイクルされるものでも産業廃棄物？
	Q 8	現場で余った資材を持ち帰っても良い？
上級編	Q 1	契約書等はデータで保存しておいてもいいの？
	Q 2	排出事業者として処理施設の確認は義務？
	Q 3	処理業者の施設確認では何を確認すれば良い？
	Q 4	処分を委託する時に行政と事前協議がいるの？
	Q 5	許可のない下請け業者でも産廃を運搬できる？
	Q 6	剪定した木は産業廃棄物になるの？
	Q 7	紙マニを紛失したら改めて交付してもいい？

Q 1. こんなときの排出事業者は誰になるの？

◇こんなとき・・・◇

- ①元請として受注した工事を自ら施工した場合
- ②元請として受注した工事を下請けに施工させた場合
- ③展示場の新築・解体を工務店に発注した場合
- ④地中に埋没された廃棄物が工事中に出てきた場合

建設工事に伴って出た産廃は元請けが排出事業者です。



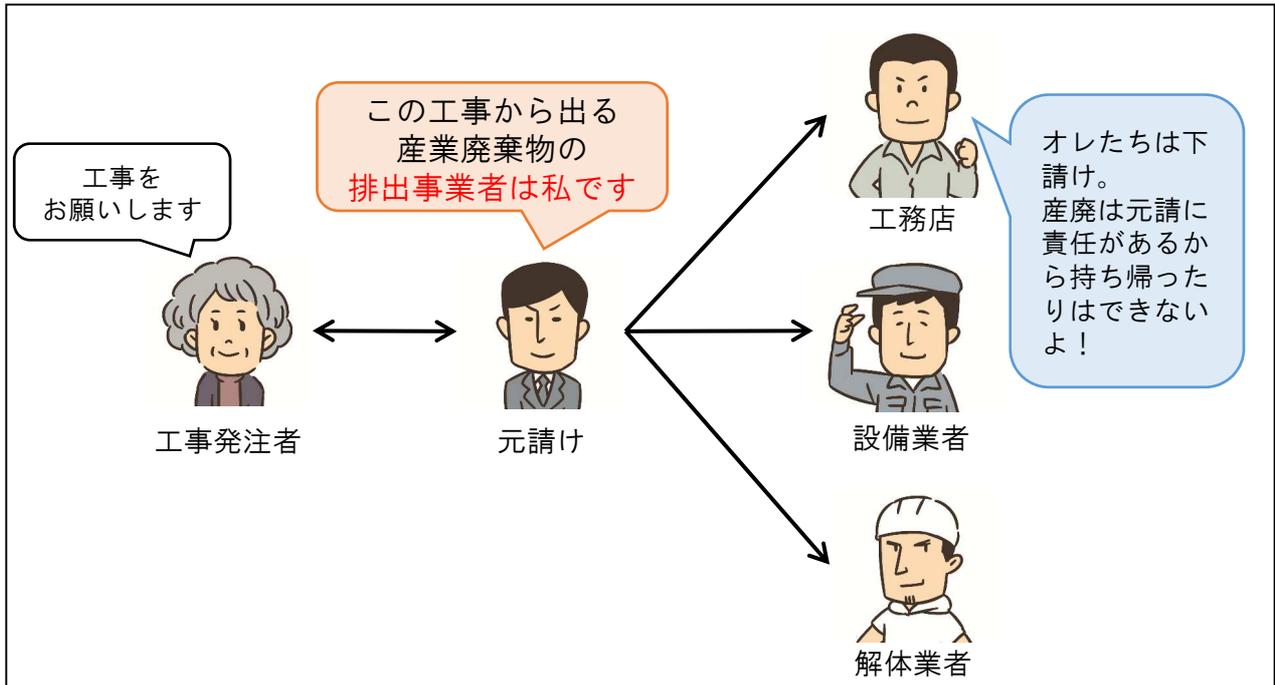
排出事業者は工事発注者から工事を受注した元請！

①の場合

例えば工務店がお施主様から直接依頼を受けて自分で工事するときは元請けは工事を請け負った工務店ですので排出事業者は工務店です。

②の場合

例えばハウスメーカーが工事を受注し、工事自体は各協力業者に委託するときは、元請けはハウスメーカーとなります。



③の場合

例えばハウスメーカーが展示場のための新築工事を工務店に委託したときは、ハウスメーカーは工事の発注者となるので排出事業者ではありません。この場合の排出事業者はハウスメーカーから工事を請け負った工務店となります。

④の場合

出てきた廃棄物が今回の工事によって発生したものであれば、排出事業者は元請けになります。しかし、土地所有者が過去に埋没したものが出てきたのであれば、排出事業者は元請けではなく、その土地所有者となります。

今回のポイント！

◇元請けがだれかを明確にすることが大切です！

Q 2. 家具や家電などの処分をお客様に頼まれた。工事のついでに処分しても大丈夫？

処分してはいけません。
一般廃棄物は市区町村の
ルールに従ってお客様に
処分して頂きましょう。

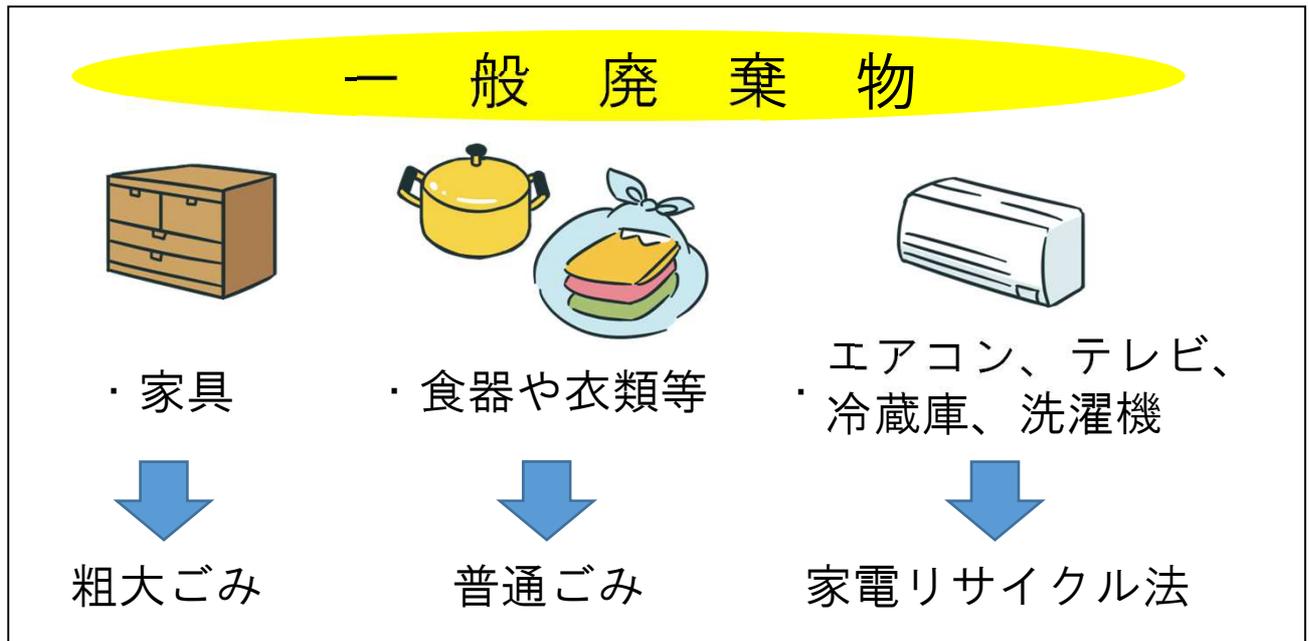


◇こんなことしていませんか？◇

- ① 不要なタンスの処分を引き受けた。
- ② 吊り棚に残っていた食器を一緒に処分した。
- ③ エアコンを産廃として処分業者に引渡した。

①② 一般廃棄物と産業廃棄物は別物！

一般廃棄物の運搬や処分には、産業廃棄物とは別の許可が必要となります。そのため、工事のついでにと処理を引き受けることはできません。これらの処理を引き受けると無許可で処理をした、あるいは無許可業者に委託したことになってしまいます。家具や食器などといった残置物と言われるものは、粗大ごみや地域のルールに従ってお客様に処分して頂くようにしましょう。



産業廃棄物と一般廃棄物の区別の方法として、「家をひっくり返して落ちるものは一般廃棄物、動かないものは産業廃棄物」という説明がよく使われます。この説明は正確ではありませんが、お客様に伝える方法としては分かりやすい説明と言えます。

③ エアコンなどの家電は家電リサイクル法！

家電の中でもエアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機は家電リサイクル法の対象です。特にエアコンは建物の壁に取り付けられているため工事の際にそのまま産業廃棄物として処分してしまいやすいと言えます。これらの家電は家電リサイクル法のルールに従ってお客様で処分の手配をして頂くようにしましょう。（初級編Q18参照）

今回のポイント！

◇残置物は事前にお客様に説明、
処分の手配をして頂きましょう。

Q 3. 産業廃棄物の品目って何があるの？

産業廃棄物の品目は全部で20品目あります。



◇20品目◇

- | | | |
|----------------|---------|-------------|
| ■ 廃プラスチック類 | ■ がれき類 | □ 鉱さい |
| ■ 紙くず※ | ■ 汚泥 | □ ばいじん |
| ■ 木くず※ | □ 燃え殻 | □ 動植物性残さ※ |
| ■ 繊維くず※ | □ 廃油 | □ 動物系固形不要物※ |
| ■ 金属くず | □ 廃酸 | □ 動物の糞尿※ |
| ■ ガラスくず及び陶磁器くず | □ 廃アルカリ | □ 動物の死体※ |
| | □ ゴムくず | □ 13号廃棄物 |

※業種指定のある品目
特定の業種が排出した場合だけ産業廃棄物となる品目
(その他の業種から排出された場合は一般廃棄物となる)

産業廃棄物の品目は法律上20品目だけ

建設業の現場では産業廃棄物を分別する際、廃石膏ボードやダンボール、コンクリートガラなどいろいろな種類があります。

(木住協「住宅新築廃棄物の処理に関する調査報告書」 参照)

■品目以上に細かく分別されるもの（例）

品目	細かな分別
紙くず	ダンボール
	紙くず
ガラスくず及び陶磁器くず	石膏ボード
	ガラスくず及び陶磁器くず
がれき類	がれき類
	コンクリートがら

廃棄物処理法上では産業廃棄物は20品目に分類されます。現場や工事の内容にもよりますが建設業に関わる品目はそのうち■の8品目程度が主な品目となります。

現場で同じ紙くずでもダンボールとその他の紙くずを分別することはよくあります。これは、細かく分別をすることで産業廃棄物のリサイクル率を上げたり、有価物として売却できるようにしたりすることができるからです。そのため、現場では法律上の品目よりもより細かく分別すべきです。

今回のポイント！

◇法律上の品目以上の現場分別はリサイクル率向上のため。

Q 4 産業廃棄物の安定型・管理型ってなに？

20品目のうち性状の変化がないものを安定型、あるものを管理型と言います。



◇こんなことしていませんか？◇

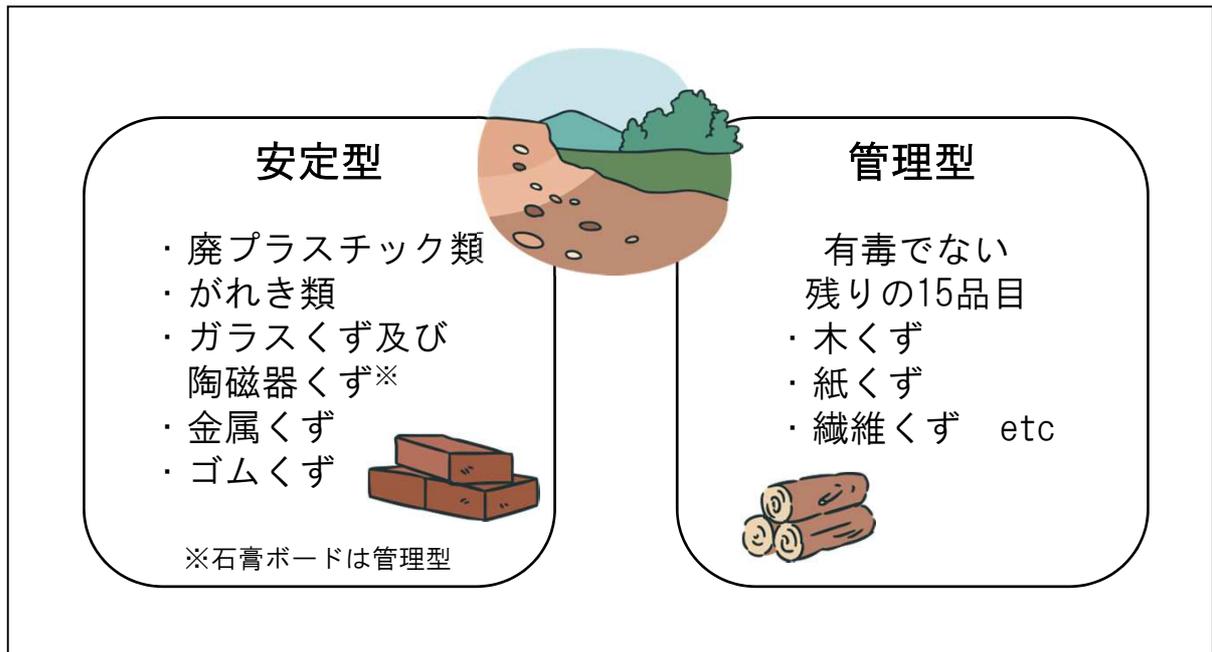
- ① 現場の掃きゴミを安定型混合廃棄物として処分した。

埋め立てられる際の最終処分場の種類で分かります

安定型・管理型産業廃棄物という呼び方は最終処分場の種類からみた産業廃棄物の分類の方法です。

最終処分場は埋立地の能力によって安定型、管理型、遮断型という3種類に分類されます。遮断型は有毒な産業廃棄物を埋め立てます。安定型は性状の変化がない図の5品目を埋め立てます。管理型は有毒でなく、安定型の処分場では埋立できない残りの品目を埋め立てます。

このことから一般的に安定型最終処分場に埋め立てられる5品目を安定型産業廃棄物と言い、有毒でなく安定型でもない残りの品目を管理型産業廃棄物と言います。



① 現場の掃きゴミは管理型混合廃棄物

安定型産業廃棄物である5品目による混合廃棄物を安定型混合産業廃棄物、管理型産業廃棄物を含む混合廃棄物を管理型混合産業廃棄物と呼ぶこともあります。現場の掃きゴミには木くずの粉や石膏ボードの破片などが混ざります。それらを手作業で完全に分けることは不可能であるため、掃きゴミなどは管理型混合廃棄物として処分されるべきとされています。

管理型の埋立処分は安定型の処分に比べ、処分費がおおよそ2~3倍高くなります。再資源化の視点からも、コストの視点からも産廃の分別が重要であると言えます。

今回のポイント！

◇安定型・管理型は最終処分場の種類からみた分類方法！

Q 5. 1円でも売れば有価物として扱っても良い？

それだけで判断してはいけません。廃棄物かどうかは総合的に判断します。



◇こんなことしていませんか？◇

- ① 廃棄物か有価物かを売れるかどうかだけで判断している。
- ② 売却できる物とできない物をまとめて全体で有価物として引き渡している。

売れば良い、というものではない！

環境省は通知※の中で、廃棄物とは自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、廃棄物に該当するかどうかは、右表の5つの視点から総合的に考慮して判断すべきとしています。そのため、指針に照らして、有価物と認められないものは廃棄物として扱わなければいけません。

※平成25年3月29日「行政処分の指針について（通知）」（環廃産発第1303299号）

通知で示された5つの視点	有価物と判断するための指針(通知からの一部抜粋)
①物の性状	利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。
②排出の状況	排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。
③通常の見取り形態	製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。
④取引価値の有無	占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。
⑤占有者の意思	客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分が認められないこと。

■上記抜粋の要約

- ① 物の性状とは、再利用・再資源化できる品質が保たれているか、有害性がないかです。そのため、塗料等でいちじるしく汚れたダンボールなどは有価物ではなく、廃棄物と考えます。
- ② 排出の状況は、需要があり、品質管理ができていたことが重要です。①の品質が確保されていてもその後の管理が雨ざらしであるなどの場合、適切な管理ができていないと判断される可能性があります。
- ③ 通常の見取り形態の「市場が形成されている」とは、一般的に売買される事例があるということことです。
- ④ 取引価値の有無は、前提として売却でき、なおかつその売買が社会一般的に見て妥当な価格であることが大切です。この価格は運搬費なども加味して妥当かどうか判断します。
- ⑤ 占有者の意思とは、自分で利用する、あるいは他人に売却する気持ちがあつて、そのための行動や準備を行っていることと言えます。

有価物として扱っていたものが、自治体から廃棄物だと指導されると、委託基準違反などの法令違反に該当してしまう可能性があります。そのため、有価物であると明確な判断ができない限り、廃棄物として、廃棄物処理法の基準に従って管理することが望ましいと言えます。

今回のポイント！

◇廃棄物か有価物かの判断は個別に行う！！

Q 6 無料回収の業者にダンボールを渡しても良い？

渡してはいけません。
廃棄物処理法の委託基準違反に該当する可能性があります。



◇こんなことしていませんか？◇

- ① 専ら物だから問題ないと言われたのでそのまま引き渡した。
- ② 数円で買い取ってくれたから有価物としてそのまま引き渡した。

①② 予定に無い業者への引渡しは危険！

現場から排出されるものでも売却できるものは廃棄物ではないため、処理委託契約の締結やマニフェストの交付は不要ですが、売買契約や売却の際の伝票など何らかの書類のやり取りは必要です。

無料で引き渡す、あるいは費用を払って引き取ってもらう場合は、基本的に廃棄物の処理委託になるので、事前に廃棄物処理法に則った処理委託契約の締結やマニフェストの交付など、廃棄物処理委託基準を守らなければいけません。

引渡す条件	イメージ	必要となる手続き・書類
売却		<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約の締結 ・売却の証明となる伝票 等
無償又は回収費を払う		<ul style="list-style-type: none"> ・処理委託基準の遵守 (処理委託契約の事前の締結 等) ・マニフェストの交付、管理

■ 専ら物と廃棄物、有価物の位置付け

専ら物・・・「専ら再生利用の目的となる**廃棄物**」の略称。



- ➡
- ・上記4品目を専ら物として扱う：産業廃棄物の処理委託契約が必要
 - ・上記4品目を有価で売却する：有価物の売買契約が必要

「専ら業者※なので契約やマニフェストなどは不要です」と業者から説明される場合もあるかもしれませんが、専ら業者であっても、廃棄物を引き渡す場合は、事前に処理委託契約の締結が必ず必要です。

どのような業者、どのような引渡し条件であっても、「事前に契約を結んでいない」、「回収を依頼していない」業者へは、廃棄物等を引き渡さないということが大切です。

※専ら業者：専ら物のみを専門に扱う業者。専ら物以外の処理も行っている場合は専ら業者ではない。

今回のポイント！

◇ 契約が無い、予定にない業者には
廃棄物を渡さない！！

Q 7 委託契約は委託後にすぐ結べば大丈夫？

委託後ではいけません。
契約は事前に結びます。



◇こんなことしていませんか？◇

- ① 1回だけの委託だったので契約はせずに委託した
- ② 急な排出だったので委託した後に慌てて契約した

契約の結び方にもルールがあります。

産業廃棄物を処理業者へ委託する際には産業廃棄物処理の委託契約が必要です。契約には3つの基本となるルールがあります。

1. 処理委託の前に契約する

委託契約は処理業者へ委託をする廃棄物の情報を伝え、処理業者が処理できる能力を持っているかを確認するという役割があります。そのため、契約書は必ず委託する前に結びます。

2. 書面で契約する※

契約は書面で行われることが法で定められています。記載事項についても法律で定められています。

※e-文書法などに基づいて電磁的に作成・保存することは可能です。（上級編Q1参照）

基本のルール	根拠となる条文（一部抜粋）
①処理委託の前に契約する	【法 第十二条第六項】 運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない
②書面で契約する	【施行令 第六条の二 一項第四号】 委託契約は、書面により行い、・・・（以下略）
③契約終了日から5年間保存する	【施行令 第六条の二第五号】 委託契約書及び書面をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること 【施行規則 第八条の四の三】 令第六条の二第五号の環境省令で定める期間は、五年とする



3. 契約終了日から5年間保存する

契約の開始日ではなく終了日であることに注意が必要です。また、更新のため同じ業者と契約を巻き直すことがあります。古い契約が自動更新だった場合、解約をしなければ原則その契約も有効となるため、いつまでも保存しなければいけなくなります。契約の巻き直しの際には古い契約の解約も行うようにしましょう。

①② 事前の契約に例外はありません！

たとえ少量だったり一度きりの委託であっても事前の契約なく委託をすれば委託基準違反（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科）の対象となります。

今回のポイント！

◇産業廃棄物処理委託契約には3つの基本ルールがある！

Q 8 契約書に添付された許可証は何を見れば良い？

許可証で必ずチェックすべきポイントは4つあります。



◇こんなことしていませんか？◇

- ① 契約書は署名、捺印だけで添付書類は見ていない

① 許可証は添付されているだけでは不十分です。

産業廃棄物の委託を行う際に、処理業者の許可証の写しを契約書に添付することが義務付けられています。許可証は処理業者が処理できる地域や品目などの重要な情報が記載されています。図の4つのポイントを確認し、委託しようとしている産業廃棄物の処理が本当に可能かどうか確認しなければいけません。許可証にない品目を委託したり、期限の切れている業者に委託をすれば、無許可業者への委託とみなされる場合があります。（無許可業者への委託：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科）

許可番号 [REDACTED]

1 産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 [REDACTED]

氏名 株式会社 [REDACTED] 代表取締役 [REDACTED]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

2 京都市長 門川大 作

3 許可の年月日 平成 25年 7月 1日
許可の有効年月日 平成 32年 6月 30日

1. 事業の範囲

【事業の区分】 中間処理（選別・破碎）

4

【取り扱う産業廃棄物の種類】

① 廃プラスチック類	⑤ ゴムくず
② 紙くず	⑥ 金属くず
③ 木くず	⑦ ガラスくず
④ 繊維くず	⑧ がれき類

以上 8 種類

1 許可証のタイトル

委託先の業者がどの処理業で許可を持っているか確認します。

2 許可を受けた自治体

許可証はここに記載のある自治体での許可です。複数地域で運搬などをする場合は各自治体の許可証が必要です。

3 有効期限

期限の切れた許可は原則無許可と同じです。

4 許可品目

ここに記載のない品目は扱うことができません。

今回のポイント！

◇契約書に添付された許可証から委託可能な範囲を確認する！

Q 9 委託契約書には何を書かないといけないの？

収集運搬と処分によって
書くべきことが違います。



◇こんなことしていませんか？◇

- ① 数量は実際に委託するまで分からないので書いていない。
- ② 法律の記載事項の一部を「別紙の通り」としているけど別紙は契約書に添付していない。

①② 契約書の不備は排出事業者に罰則！！

表にある記載事項は、法律で定められている産業廃棄物の委託契約書に必ず記載しなければいけない事項です。

委託契約は排出事業者に課せられた義務です。そのため、表の事項に記載漏れや誤った記載があれば、委託基準違反となり、排出事業者が罰則の対象となります。

処理業者が用意した契約書であっても、表の事項について空欄などがないかは必ず確認をしましょう。

(根拠法令：廃棄物処理法第12条第6項)

区分	法律で定められる記載事項	記載する際の注意点
A 共通 どちらの委託でも書かなければいけないこと	産業廃棄物の種類及び数量	数量は予定でも可。単位は自由。
	委託契約の有効期間	自動更新の定めがあっても構わない。
	契約金額(支払う料金)	総額又は、単価と数量から計算できれば可。
	処理業者の事業範囲	「添付する許可証の通り」でも構わない。
	産業廃棄物の性状及び荷姿	性状:固形・液体など。荷姿:袋・バラなど。
	産業廃棄物の性状の変化に関して	通常の保管で腐敗や揮発などしないか。
	産業廃棄物の混合等による支障	支障が無ければ「特になし」で構わない。
	C0950含有マークの表示に関する事項	C0950含有マークが無ければ不要。
	石綿含有産業廃棄物が含まれる旨	石綿含有産業廃棄物でなければ不要。
	その他産業廃棄物取り扱い上の注意	把握している範囲で必要と思われること。
	上記6項目の変更情報の伝達方法	書面・FAX等、伝達の方法は自由。
	受託業務終了の報告の方法	マニフェストによる報告が一般的。
	契約解除時の産業廃棄物の取扱い	基本的に定型文が書かれている。
B 収集運搬 委託	運搬の最終目的地の所在地	本社ではなく、実際に搬入する施設を記入。
	積替保管を行う場所の所在地	積替保管をしなければ不要。
	積替保管する廃棄物の種類、保管上限	
	他の廃棄物と混合することの許否	管理型と一緒に運搬して良いか。
C 処分の 委託	処分(再生)場所の所在地・方法・処理能力	本社ではなく処理施設の場所。 品目ごとの方法と処理能力。
	最終処分の場所の所在地・方法・処理能力	



※ 特定の場合に記載が必要となる事項

契約は産業廃棄物の委託より前に結びます。収集運搬と処分委託契約に記載する事項に違いがあります。収集運搬委託契約書は図のAとBの事項、処分委託契約書はAとCの事項を記載します。

また、委託契約書で不備の多い点は数量の記載漏れです。正確な数量が不確かなので空欄にする、ということは認められません。数量は予定でも良いので必ず記載します。契約書の数量と実際の委託量に違いがあっても、常識の範囲内であれば問題ありません。

今回のポイント！

◇委託契約書の記載漏れは排出事業者の違反と見なされる。

Q10. 委託契約書にはどんなタイプがあるの？

契約書は個別契約と基本契約の大きく2つに分類できます。



◇こんなことしていませんか？◇

- ① 基本契約を結んでいるけど個別の注文書を残していない。
- ② 工期が延びて、個別契約の契約期間を過ぎてしまったが、そのまま委託を続けた。

基本契約と個別契約

現場ごとに結ぶ処理委託契約を個別契約、複数の現場から排出される廃棄物について、処理業者に継続的に委託する契約を基本契約と言います。

戸建住宅建設の場合、基本契約の形で結ぶことが多く、住宅生産団体連合会が公開している契約書のひな形などがよく使われます。

※住団連URL：<http://www.judanren.or.jp/proposal-activity/download/index.html>

契約の形式	特徴
個別契約	契約書の締結だけで契約が成立
基本契約	契約書の締結と、個別の書面(注文書等)をもって契約が成立

■基本契約書によく書かれている文言の例 (住団連の契約書ひな形より)

(個別契約の成立)

- 第4条 甲は、廃棄物の処理を乙に委託しようとするときは、その都度、排出場所ごとに指示書・注文書を作成し、乙に交付する（甲が乙に対し電子情報により発注することを含む）。指示書・注文書には、委託する廃棄物の種類、数量、排出場所、工事名もしくは事業所名、運搬先施設、委託金額、支払時期等を記入する。
…(略)…
- 3 乙が、指示書・注文書を受領後、3日以内（祝祭日を除く）に異議を留めなかったときは、当該期間の経過をもって、個別契約が成立したものとみなす。



指示書等を以って
個別契約成立とする

(契約期間)

- 第21条 本契約の有効期間は、「一覧8項」のとおり1年とする。ただし、有効期間の3ヶ月前までに甲乙いずれかの側からも、書面をもって反対の意思を表示しない限り、自動的に更新されるものとする。なお、以後の期間満了の際も同様とする。

自動更新の定め

①② 基本契約と個別契約で注意すべきこと

基本契約は「共通する条件を定めておく」契約なので、図の（個別契約の成立）にある通り、各現場ごとの情報などについては別紙を活用します。この指示書等の運用を怠ると契約不備と見なされるおそれがあります。契約期間は自動更新の定めを記載することが多く、この定めにより契約が切れる心配が無くなります。一方で、自動更新があると、取引の有無に関わらず契約書を保存し続けなければいけません。そうすると紛失等のリスクが高くなります。

個別契約の場合は、工事期間などに合わせて契約期間が設定されることが多いですが、工事の進捗が遅れるなどにより契約期間が切れた場合、それに気づかずに処理委託をすると委託基準違反となってしまいます。

今回のポイント！

◇基本契約は解約手続きを忘れない！
個別契約は期限切れに注意！

Q11. 紙マニの照合確認欄にサインは絶対必要？

必須ではありません。
照合確認欄は返送の
確認のために利用します。



照合確認欄の正しい使い方

一般的な紙マニフェストであれば右下に、建設系産業廃棄物用の紙マニフェストであれば右上に「照合確認欄」という部分があります。

交付の時点でこの欄にサインをしなければいけないと誤解されていることがありますが、照合確認欄はB2・D・E票の返送があった際に、返送期限^{※1}が守られているかを確認するためのものです。

廃棄物処理法で定められている紙マニフェストの必須記載事項は図の10項目です。そのため、照合確認欄にサインがないと不備になる、ということはありません。

照合確認欄は返送期日を確認するためのものなので、交付の時点で照合確認欄にサインがあることはむしろ不自然ということになります。紙マニフェストには交付担当者や、運搬受託者等のサインが記載される欄が複数あるため、このような誤解が生まれていると言えます。

法律で定められた必須の記載事項とその他の欄の使い方を正しく理解することは不備をなくし、管理の効率をあげることにもつながります。

Q12. 紙マニの行政報告はどこに出せば良い？

都道府県又は政令市ごとに
提出が必要です。



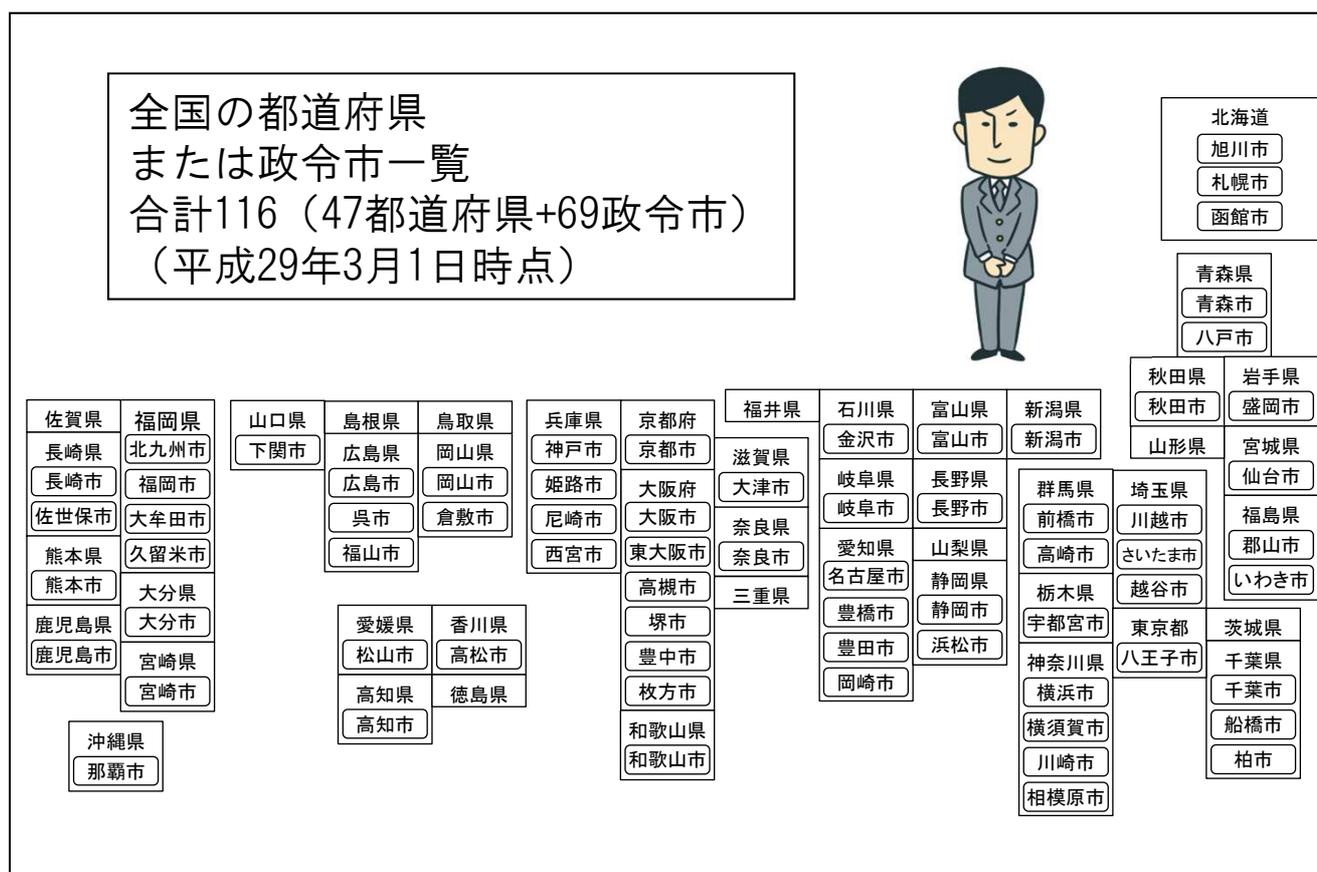
◇こんなことしていませんか？◇

- ① 紙マニフェストが少ないので報告していない。
- ② 政令市ごとに分けるのが大変なので都道府県にまとめて報告している。

紙マニフェストの報告は毎年6月末日が提出期限！

廃棄物処理法では、排出事業者は前年度のマニフェストの交付状況等を6月30日までに各都道府県又は政令市へ報告することが義務付けられています。

この提出する都道府県又は政令市とは、排出事業者の所在地ではありません。排出事業場（工事現場）の所在地になります。そのため、神奈川県の場合、横浜市・川崎市・横須賀市・相模原市が政令市となるので、横浜市・川崎市・横須賀市・相模原市の現場分はそれぞれの政令市へ、それ以外の地域の現場分は神奈川県へ分けて報告しなければいけません。



① 1枚でも交付していれば報告の対象！

このマニフェスト交付等状況報告書は紙マニフェストの交付枚数や廃棄物の数量に関係なく、1枚でも紙マニフェストを交付した場合、報告の対象となるので注意しましょう。

② 都道府県または政令市ごとに分けて報告！

この報告は、都道府県または政令市ごとに報告しなければいけません。上図の一覧を参考に、提出先を確認しましょう。

今回のポイント！

◇報告は都道府県または政令市ごとに整理して報告します。

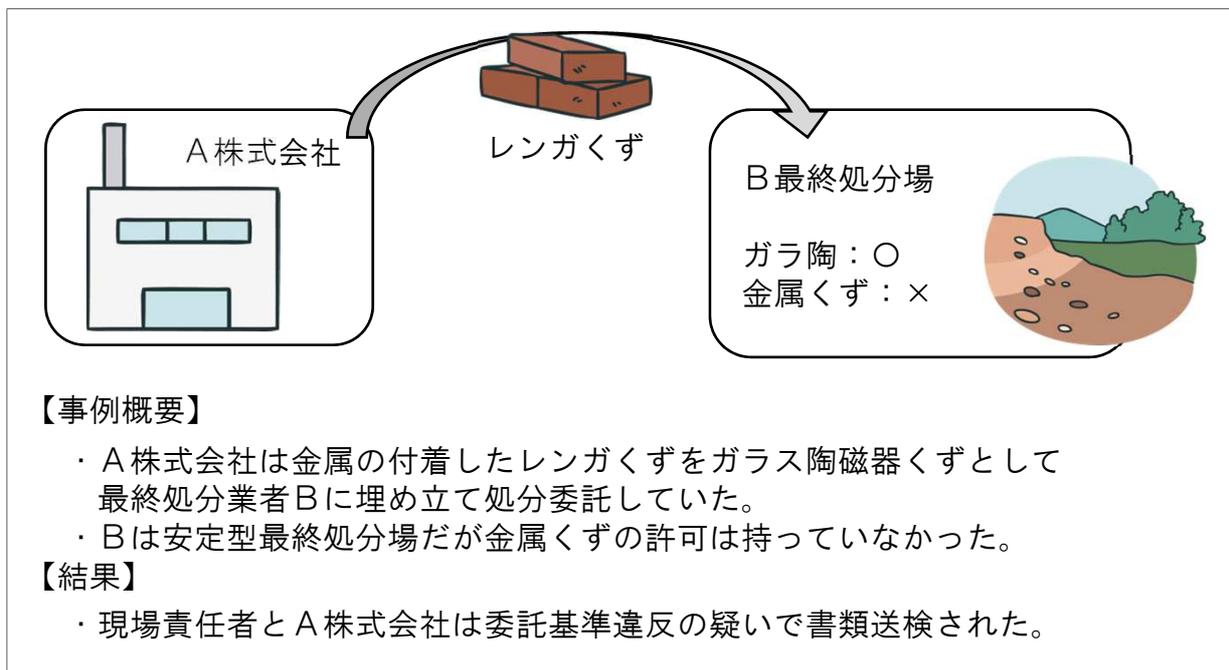
Q13. 廃棄物処理法の違反事例を教えてください？

実際に新聞報道などがあった違反事例をもとに紹介します。

※①②の事例は新聞で報道された事例を元に株式会社ユニバースが編集したものです。



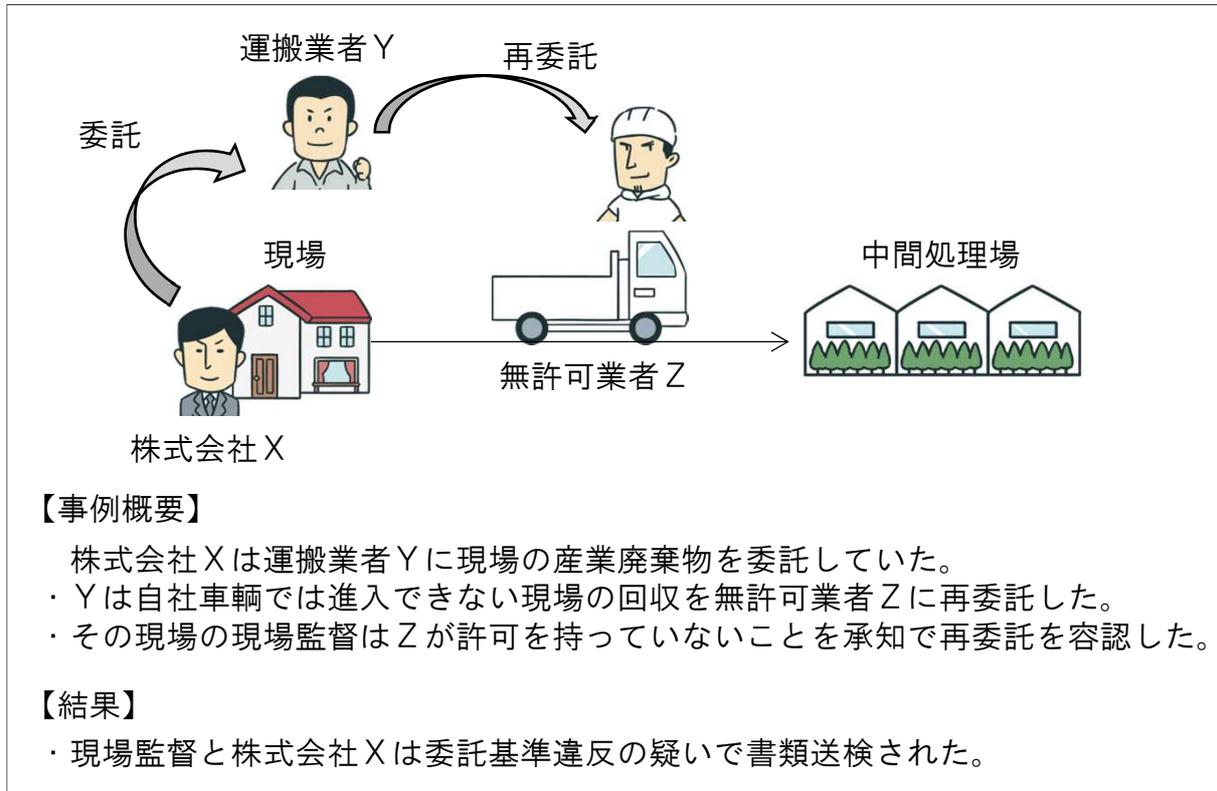
① 許可品目外の処分の委託



①の事例

現場責任者は付着した金属は少量のため、ガラス陶磁器くずの許可業者で問題ないと誤解していたようです。この事例は「無許可業者への委託」となるため、「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科」の対象となります。

② 無許可業者への委託



②の事例

現場監督は普段から委託している業者の車両が現場まで進入できず、止むを得ず無許可業者への再委託を容認したようです。この事例も「無許可業者への委託」となるため、廃棄物処理法に規定される「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科」の対象となります。

どちらも「たぶん大丈夫」「しょうがない」という安易な判断が招いた結果といえます。

今回のポイント！

◇安易な判断は罰則のリスクを引き上げる！！

Q14. 排出事業者としてどのような罰則があるの？

不法投棄、委託基準違反、
管理票交付義務違反など様々な
罰則があります。



◇こんな風に思っていないませんか？◇

- ①少量なら大丈夫。
- ②不適正処理なんて他人事なんじゃ…

①② 安易な委託は大きな罰則につながる

廃棄物処理法の罰則は数多くあります。その中で排出事業者に関連する代表的な罰則を一覧にまとめました。例えば、一部に例外となる規定もありますが、収集運搬業許可を持たない業者に現場から廃棄物を運搬させると、無許可業者への委託として委託基準違反（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科）となります。さらに不法投棄、焼却禁止違反では法人両罰規定にて法人に対して最大3億円の罰金が定められています。

<5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科> (法人両罰規定あり)		
廃棄物の投棄禁止違反	廃棄物の不法投棄 (未遂も含む)	法人両罰規定 最大3億円
廃棄物の焼却禁止違反	廃棄物を野焼きした (未遂も含む)	
法第25条に基づく委託基準違反	無許可業者へ処理の委託をした など	
<3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科> (法人両罰規定あり)		
法第26条に基づく委託基準違反 再委託禁止違反	委託契約書の未締結のまま処理を委託した など	
<6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金> (法人両罰規定あり)		
管理票義務違反	未交付、未記入、虚偽記載や5年間保存しなかった など	

- 直接罰 : 違反したらその時点で罰則の対象となるもの。
- 間接罰 : 指導→勧告→命令があり、命令にも応じない場合に罰則の対象となるもの。
- 法人両罰規定 : 罰則は原則行為者個人に科されるもの。法人両罰規定は行為者個人に加え、個人が所属する法人にも罰金を科す規定。

また、委託した処理業者が不適正処理を行った場合、マニフェストや契約書に不備があれば直接罰が科される可能性に加え、排出事業者責任として、撤去協力依頼や措置命令が出されるリスクも高まります。協力依頼や措置命令が出されると、企業名の公表や、廃棄物の処理費用にトン当たり約5万円の費用負担を求められた事例もあります。

契約書や管理票の管理を徹底することで直接罰だけでなく、こういった不適正処理に巻き込まれた際のリスクも最小限に抑えることができます。

今回のポイント！

◇法令遵守は直接罰を受ける以外の
リスク回避にもつながる！

Q15. 電マニと紙マニはどっちがいいの？

電子マニフェストです。
紙マニフェストの管理に、
煩雑さやリスクを感じたら
検討しましょう。



◇こんなことになっていませんか？◇

- ①まとめて保存しているので保存期間が分からない。
- ②少量なので交付状況の報告はしていない。

①② 電子マニフェストは保存や毎年の報告が不要

紙マニフェストは各伝票をそれぞれ5年間保存しなければいけません。もし、紛失したり誤って廃棄したりすると、保存義務違反として6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金の対象となります。

電子マニフェストは、紙マニフェストと同じ情報を日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）が運営するインターネット上のシステム（JWNET）に登録し、電子データで管理する仕組みです。そのため、廃棄物情報がJWNETのサーバーへ自動的に保存されるとともに、紙マニフェストで必要な毎年の行政への交付状況報告も不要となります。

区分		紙マニフェスト 	電子マニフェスト 
直接的な費用 (代金・登録料)		¥25,000- (税込25円/枚)	¥30,000 (税込32.4円/枚) ※1
間接的な費用		保存に関わる費用 (保存スペースやファイル等)	—
業務	行政への報告	集計作業に数日～1週間※2 (前年度交付分を6月末に提出)	— (JWNETによる代行)
	保存	返送を受けた日から5年間保存	— (JWNETによる代行)

※1 B料金を採用。平成29年4月から21.6円/枚
 ※2 本想定は集計システム等は使用せず事務員が1日8時間作業をした場合を想定

図は年間1,000枚マニフェストを交付する場合の比較です。紙マニフェストと電子マニフェストのどちらを選択するかは自由です。電子マニフェストを導入するかは、1枚当たり32.4円※1のコストに対し、それ以上の業務効率UPができるかという点が1つの判断基準です。

リスク回避という視点も大切！

紙マニフェストは直接記載するのに対して、電子マニフェストはシステムへ登録するため、必須記載項目に漏れがあればエラーとなり、記載漏れが起こることはありません。

マニフェストの記載不備等のリスク回避という点では、交付枚数が少量であっても電子マニフェストを利用するメリットがあります。

今回のポイント！

◇交付枚数が少量でも電マニを利用するメリットはある！！

Q16. 建設リサイクル法ってどんな法律？

建設廃棄物の分別・リサイクルを推進する法律です！



◇こんな風に思っていないませんか？◇

① 建設リサイクル法は解体工事だけが対象でしょ？

排出量の多い建設廃棄物の再資源化を促進する法律

建設リサイクル法は、平成12年に制定されました。建設工事から排出される建設廃棄物は、発生量が多く、ミンチ解体されてしまうと埋立を行うしかないことから、最終処分場の逼迫の原因にもなっていました。一方で、建設廃棄物の中でもコンクリートや木材などの特定建設資材は、分別することでリサイクルも可能な再資源化材です。

建設リサイクル法は、分別解体等を行うことによって、建設廃棄物のリサイクル率を向上させることを目的としています。

■特定建設資材（図は環境省「建設リサイクル法リーフレット」より）

<p>①コンクリート</p> 	<p>②コンクリート及び鉄から成る建設資材(U字溝等)※</p> 
<p>③木材</p> 	<p>④アスファルト・コンクリート</p> 

工事の種類	対象となる基準	
	延べ床面積	工事金額
建築物の解体	延べ床面積	80㎡以上
建築物の新築・増築	延べ床面積	500㎡以上
建築物の修繕・模様替等（リフォーム）	工事金額	1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	工事金額	500万円以上

① ほぼすべての解体工事とその他大規模工事も対象

主に建設リサイクル法の対象となる工事は、解体する部分の延べ床面積が80㎡以上となる解体工事です。また、その他の工事でも500㎡以上の新築工事、1億円以上のリフォーム工事、500万円以上の工作物に関する工事といった大規模な工事も対象となります。

建設リサイクル法の対象となる工事は、解体工事が中心ですが、新築工事や外構工事でも対象となる場合があることに注意が必要です。

特に対象外だと誤解されやすい例として、新築工事でも対象となる延べ床面積500㎡以上という基準は、契約単位ごとに判断するため、1つの契約で100㎡の住宅を5棟新築する工事でも対象となります。アパートと母屋の同時工事などでも対象となる場合があるでしょう。

また、工作物に関する工事では工事金額500万円以上で対象となるため、アプローチやカーポートなどの外構工事を行う場合にも対象となる可能性があります。

今回のポイント！

◇解体工事以外でも工事の規模や契約形態によって対象となる工事もある！

Q17. 建設リサイクル法ってどんな手続きが必要になるの？

着工前の届出やお客様に協力
いただく部分もあります！



建り法対象工事の手続きは8ステップ

建設リサイクル法の対象となる工事を行う際には、着工前の事前の届出から廃棄物の処理完了後の報告まで全体で大きく8つの手続きが必要となります。

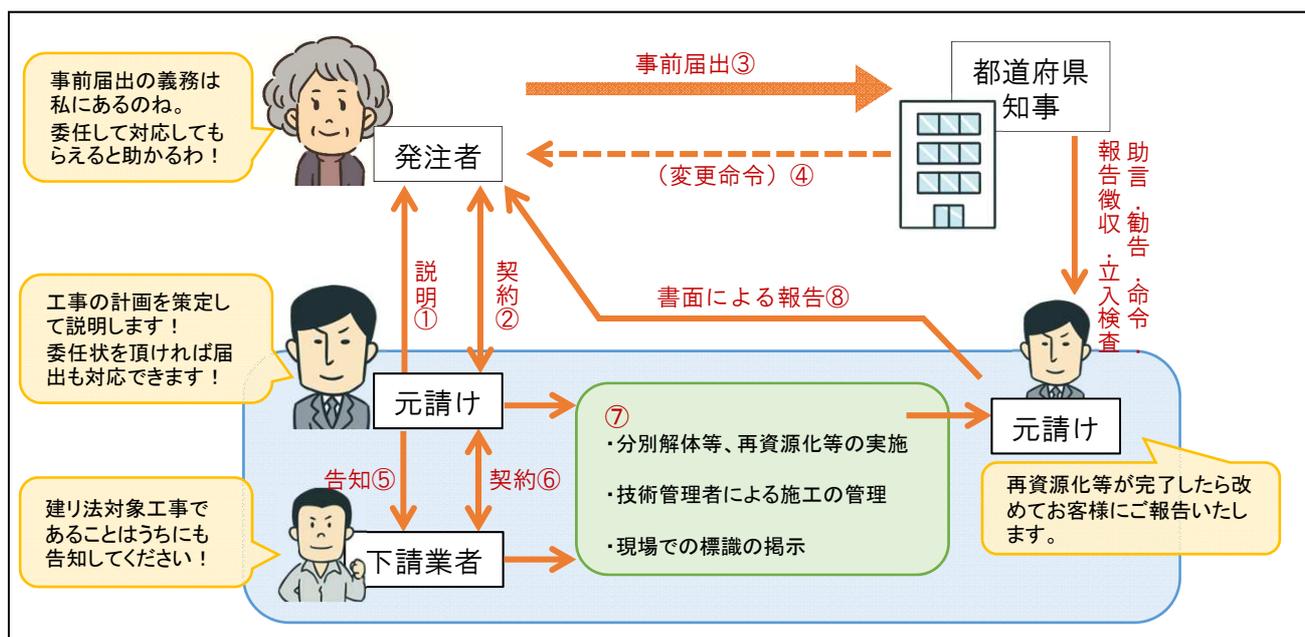
工事着工前にやるべきこと

図の①～⑥までは工事の着工前に行います。①②発注者へ工事の計画等について書面で説明し、契約を結びます。

③発注者は①の説明をもとに工事の7日前までに都道府県知事※へ届出を提出しなければいけません。ただし、委任を受けて、建設業者が提出することも可能であり、建設業者が代行することが一般的です。しかし、この届出は発注者の義務であり、これを怠ると発注者が最大で20万円の罰金の対象となってしまいます。

⑤⑥工事を他の業者へ下請けさせる場合には届出事項について告知の上、②と同様に契約を結ばなければいけません。

※実際の届出窓口は各地域の建築指導課等（参考URL：国土交通省「建設リサイクル法 届出窓口一覧表」）
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/todokede/ichiran1.htm>



※建設副産物リサイクル広報推進会議パンフレットを参考 (<http://www.suishinkaigi.jp/publish/pdf/pumphlet1.pdf>)

施工中に守らなければならないこと

⑦実際に工事を行う際には、現場での標識の掲示や分別解体の実施、技術管理者による施工の管理、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施を行わなければいけません。

工事後にも行わなければならないこと

⑧特定建設資材の廃棄物の再資源化等の完了を確認したら、その結果を発注者へ書面で報告し、再資源化等の実施状況を記録・保存しなければいけません。

自治体によっては、この再資源化等の完了を自治体にも報告するように条例で定めているところもあるので条例の確認も大切です。

今回のポイント！

◇建り法の届出を怠るとお客様が罰則の対象になる！

Q18. 家電リサイクル法への対応はどうすればいい？

家電リサイクル法の対象製品はお客様の責任で処理して頂きます。



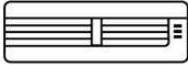
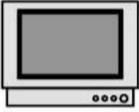
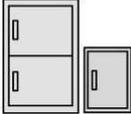
◇こんなことしていませんか？◇

①お客様に任せていたら着工が遅れるので工事のついでに処理している

① 廃家電の処理を引き受けると無許可営業に

家電リサイクル法の対象となる家電は、主にエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機があります。これらの家電も家具などの残置物と同様に一般廃棄物となるので、工事のついでだといって、お客様から処理を引き受けると、一般廃棄物処理業の無許可営業となり、5年以下の懲役、又は1,000万円以下の罰金の対象となります。

お客様が家電リサイクル法による処理をする場合には、家電の種類や製造業者ごとに定められたリサイクル費用を、家電リサイクル券を購入することで負担しなければなりません。また、その廃家電を処理する方法は大きく2つあります。

エアコン		・埋め込み型・天吊り型は対象外
テレビ (ブラウン管式) (液晶・プラズマ式)		・パソコン用のディスプレイは対象外
冷蔵庫・冷凍庫		・ショーケースなど業務用の製品は対象外
洗濯機・衣類乾燥機		・乾燥機能付き換気扇は対象外

※対象機器かどうかは製品に貼付されたラベルやメーカーに問い合わせることで確認できます。

1. 家電小売店へ処理を依頼する

小売店には販売した家電を引き取る義務があるため、購入した小売店に依頼することで処理してもらうことができます。

2. 市区町村へ処理を依頼する

自治体によっては廃家電の処理を行っているところもあるため、そのような自治体であれば自治体のルールに従って処理を依頼することができます。

どちらの場合でもリサイクル券の他に運搬費や取り外しの作業費が発生することもあります。

家電リサイクル法の対象となる廃家電については、家電リサイクル法の手続きなどを着工前に余裕をもって説明の上、お客様に処分して頂きましょう。

今回のポイント！

◇お客様の作業も見越した
工事計画が大切！

Q 1 優良認定を取得した処理業者に 産廃管理を全部任せても良い？

いけません。
産業廃棄物の管理責任はあく
まで排出事業者にあります。



◇こんなことしていませんか？◇

- ①優良認定業者に委託した分のマニフェストは返送確認をしていない。
- ②優良認定業者との契約なので何も確認せず締結した。

処理業者の優良認定は業者選択の基準の1つ

優良産廃処理業者認定制度は平成23年4月から運用を開始した制度です。認定を受けた業者は図のように、許可証のどこかに「優良」の印が押されます。処理業者としてはこの認定を受けることで許可期限が伸びるなどのメリットがあります。

この認定を受けるためには、会社情報を公開している、一定期間違法行為を行っていない、ISO14001などの環境マネジメントシステムを構築している、といった様々な基準を満たさなければいけません。そのため、この認定を受けている業者はコンプライアンスに対して一定以上の意識を持っていると言えます。



①② 優良認定業者へ委託しても責任は免除されない

この認定は不適正処理が行われないことを保証するものではなく、不適正処理が行われた際の排出事業者責任が免除されるものでもありません。優良認定業者への委託であってもマニフェストの交付や保存が免除されたり、契約書の不備が違反にならなかつたりということはありません。

処理業者を選ぶ際の判断基準の1つとして優良認定を取得しているかを確認することは有効と言えますが、認定を持っているからといって、産廃の処分・管理を全て任せてしまうことには問題があると言えるでしょう。

今回のポイント！

◇優良認定は不適正処理しないことを保証するものではない

Q 2. 許可証は更新中なら期限切れでも大丈夫？

更新申請が受理されていれば
期限切れでも大丈夫です。



◇こんな風に思っていないですか？◇

- ①期限切れは問答無用でアウト。
- ②許可証の添付があれば期限は気にしない。

① 更新申請が受理されていればセーフです

廃棄物処理法では第14条に次のような規定があります。

廃棄物処理法 第14条（一部抜粋）

- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

産業廃棄物の委託契約書等に添付されている処理業者の許可証には有効期限があり、処理業者は期限までに行政へ更新申請を行わなければいけません。

一般的にこの許可更新の手続きには受理から2ヶ月かかります。

■自治体の許可更新申請受領印の一例

<東京都>



<神奈川県>



※更新申請書の書式や印の形、文言、捺印場所などは自治体などにより異なります。

そのため、許可期限間近に更新申請を行うと、行政の審査期間中に許可期限が切れてしまう場合があります。そういった際には法第14条にある通り、更新の可否の結果が出るまではこれまでの許可が有効と見なされます。

② 受理されていないければアウトです

従前の許可が有効となるのはあくまで更新申請をして書類が受理されてから、その結果が出るまでの期間です。審査の結果更新が認められなければ許可は無くなりますし、更新の意思があっても更新の書類の受理がされていないければただの期限切れと同じです。

更新申請書を行政に提出した際、上図のような受理印が表紙に押されます。許可証が更新されるまでは、この受理印が押された申請書の写しが許可証の代わりとなります。許可期限が切れていて、更新申請中であるという業者には、申請書の表紙の写しを取り寄せ、受理印の有無と受理された日付が申請前の許可証の有効期限内であることを必ず確認しましょう。

今回のポイント！

◇申請書が期限切れの前に受理されているかが大切！

Q 3 多量排出事業者となる基準ってなに？

年間1,000 t（特管産廃50 t）
排出する事業者が
多量排出事業者です。



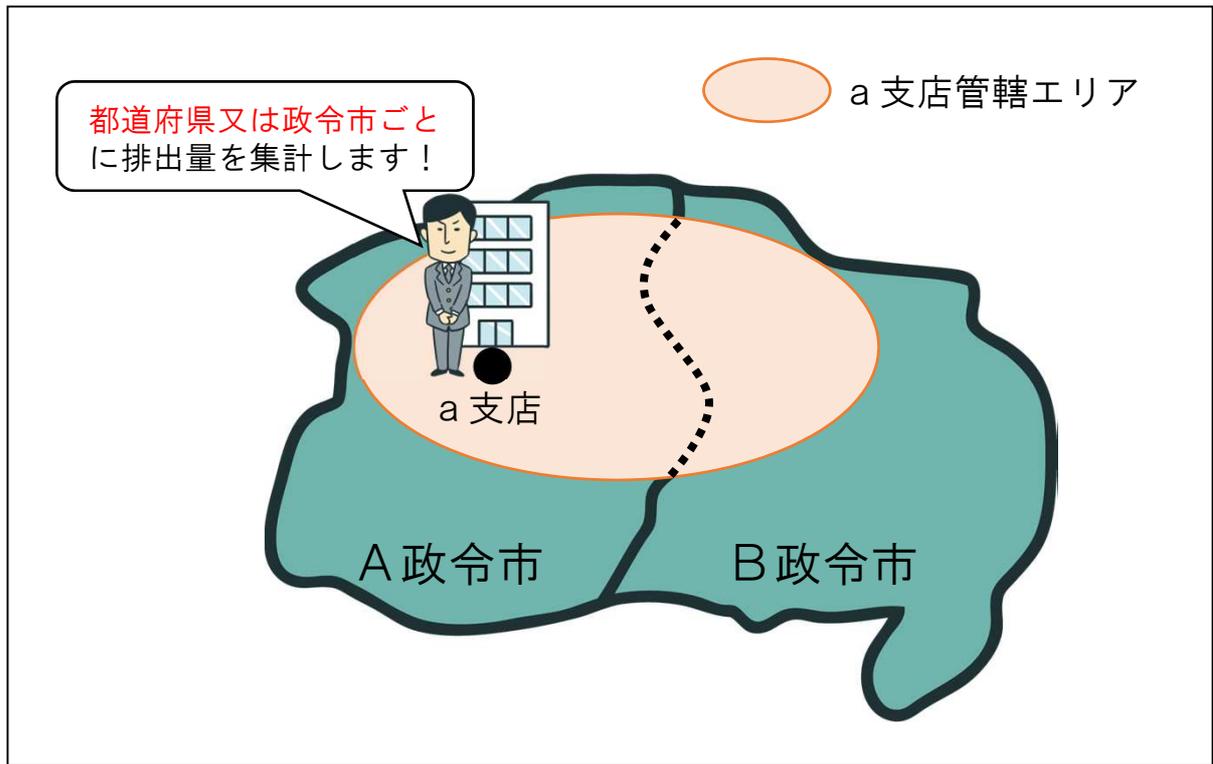
◇こんなことしていませんか？◇

①産業廃棄物の排出量を集計していない。

排出事業場を統括する拠点ごと、自治体ごとに判断！

前年度の産廃排出量が1,000t（特管産廃の場合は50 t）以上である事業場を設置している事業者を多量排出事業者と言います。多量排出事業者は産廃の減量や処理に関する計画書を都道府県又は政令市へ提出しなければいけません。（条例等で1,000t以下でも提出を求める自治体もあります。）

建設系の事業者の場合、排出事業場となる現場が点在することになりますが、そのような場合はそれらの現場を統括している拠点（支店など）をとりまとめの単位と考えます。



① 前年度分の排出量は確認しましょう！

前年度の排出量を拠点（支店など）ごと、自治体（都道府県又は政令市）ごとに集計します。図の場合、a支店の担当地域全域での各現場の排出量の合計が規定量を超えていてもA政令市内、B政令市内を分けて集計すると規定量未満であればa支店は多量排出事業者とはなりません。

a支店がA政令市内での合計が規定量未満、B政令市内での合計は規定量以上であれば、産廃の減量と処理に関する計画を多量排出事業者としてB政令市にのみ提出しなければいけません。

今回のポイント！

◇排出量の基準は拠点ごと、自治体ごとに判断されます！

Q 4. 自社で運搬する場合は許可はいらない？

必要ありません。
自社運搬であれば収集運搬業
の許可は不要です。

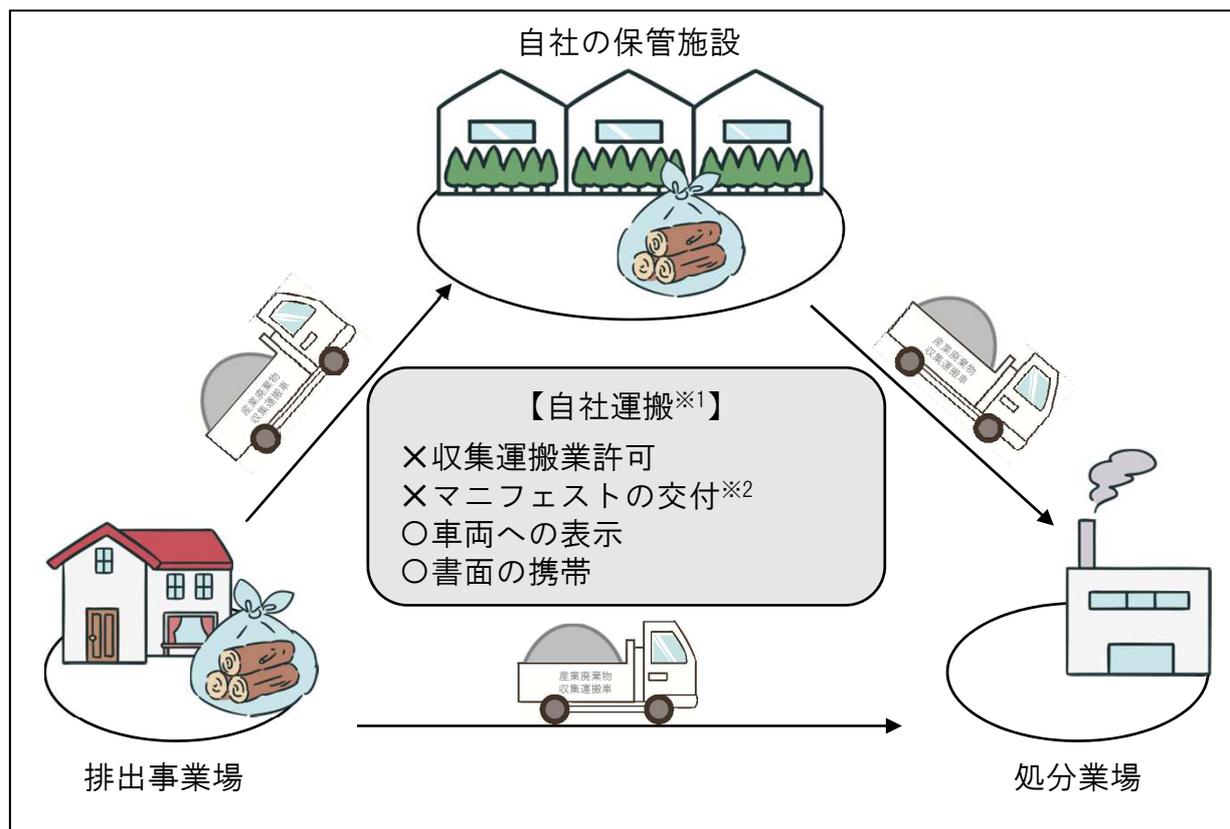


◇こんなことしていませんか？◇

①少量だったのでマイカーで保管施設まで自社運搬した。

自社運搬では産業廃棄物収集運搬業の許可は不要

現場に産業廃棄物を保管しておくことができない場合などに、元請業者が自ら処分場や別の保管場所まで運搬することがあります。その際、収集運搬業の許可や運搬に関わるマニフェストの交付は必要ありません。業の許可やマニフェストは処理委託に係るものだからです。処理を委託せず、自ら運搬などを行う際には不要となります。自社で運搬を行い、処分は他社へ委託する際は処分業者へ引き渡す時にマニフェストの交付が必要となります。



※1 排出事業者と直接雇用関係にある者が、自社が排出した廃棄物を運搬する行為。
 ※2 運搬の委託に関するマニフェストの交付は不要ですが、処分を委託する際にはマニフェストの交付は必要です。

① 車両の表示や書面の携帯は必要です！

自社運搬であれば許可やマニフェストは不要ですが、運搬車両に産業廃棄物の運搬車両であることの表示、運搬している廃棄物や運搬先などの情報が記載された書面を携帯しておくことは必要です。そのため、表示の無いマイカーや営業車などで自社運搬を行うことはできません。これらは、委託かどうかにかかわらず、産業廃棄物を運搬する際に守るべき基準です。

今回のポイント！

◇自社運搬でも守らなければいけないルールがある！！

Q 5 石綿は戸建住宅では外装にしか使われていない？

いいえ。
外装の他に一部内装に使用されている可能性があります。



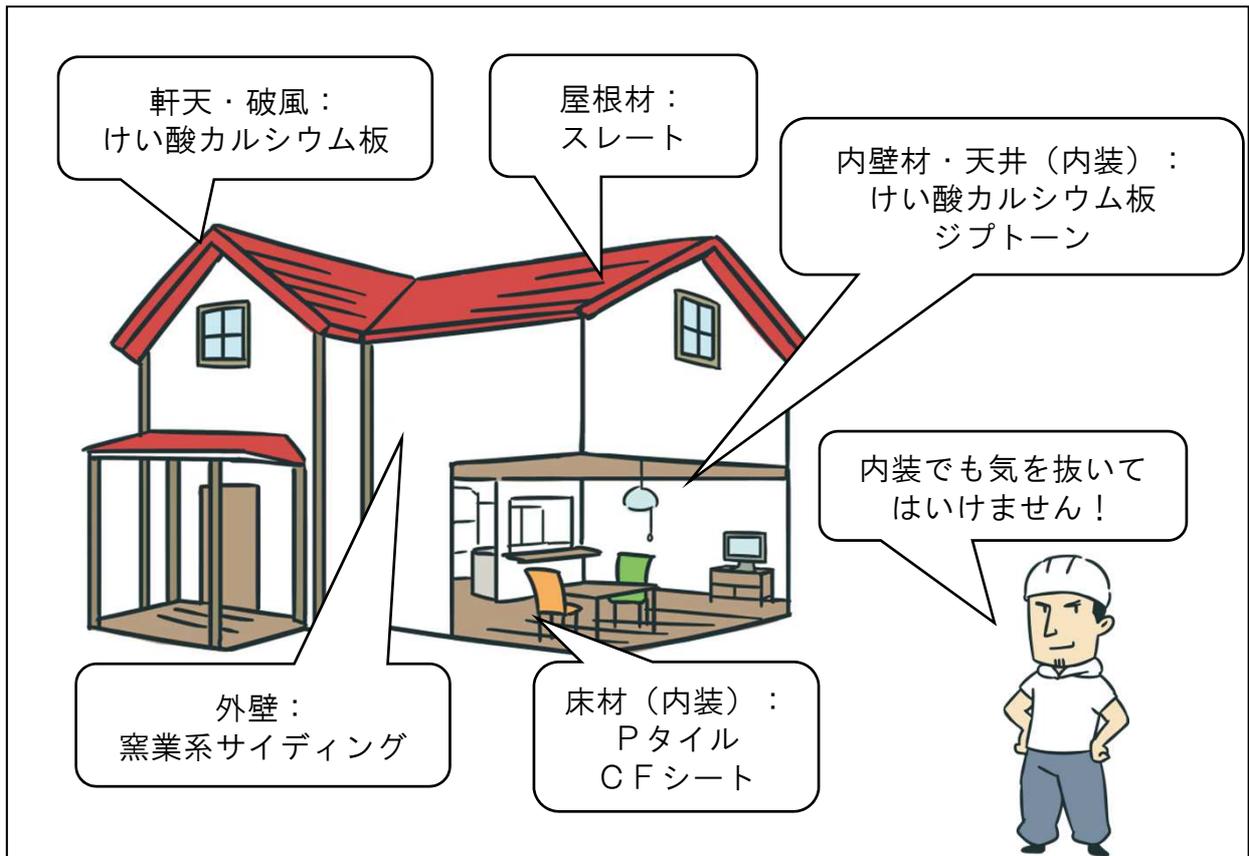
◇こんなことしていませんか？◇

①内装のリフォームなので石綿の確認をしなかった。

① 一部の内装にも使用されている可能性があります。

非飛散性アスベスト（レベル3）は、一般住宅では主に屋根材（スレート）や外壁材（サイディング）に使用されていましたが、その他にも住宅の内装材にも使用されています。そのため、解体工事以外でも室内の一部を改装するリフォーム工事などで石綿含有産業廃棄物が排出される可能性はあります。

石綿に関する規制は石綿障害予防規則、大気汚染防止法によって事前調査が義務付けられています。また、石綿含有産業廃棄物が排出される場合は廃棄物処理法によってその処理方法なども規定が定められています。



石綿含有建材の製造は1960年代から2004年に禁止されるまでの間が製造期間と言われています。そのため大気汚染防止法では2006年9月以降に建てられたものや改築等された部分に関して、解体や改装を行う場合は事前調査の対象外としています。住宅の解体工事・リフォーム工事を行う際は建物の建てられた時期を確認し、事前調査では上図のような箇所に注意をしましょう。

今回のポイント！

◇内装材でも石綿含有産業廃棄物がある可能性あり！

Q 6 石綿の処分契約は破碎や圧縮の 中間処理業者と結んで大丈夫？

いけません。
石綿含有産業廃棄物の処分は
基本的には埋立処分です。



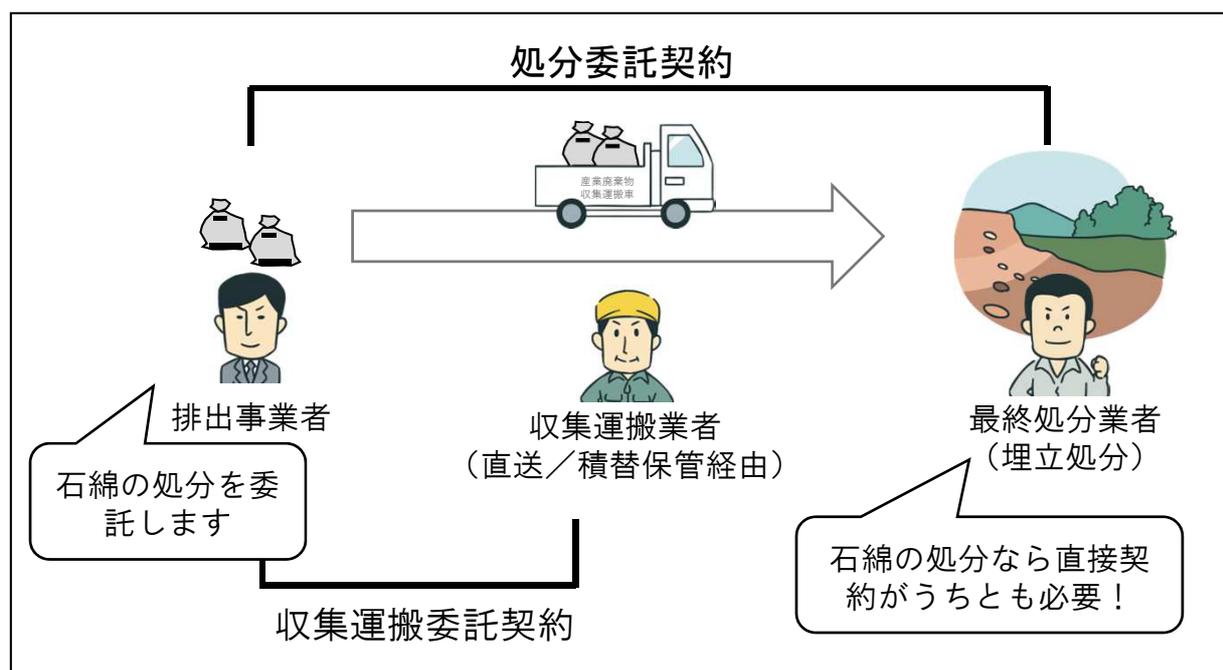
◇こんなことしていませんか？◇

- ①他の産業廃棄物と一緒にまとめて委託している。
- ②石綿含有産業廃棄物の荷姿をバラでマニフェストを
交付している。

① 石綿含有産業廃棄物の処分は埋立処分が基本

石綿含有産業廃棄物は一般的に建設現場で使われる「石綿含有建材」の廃棄物を指します。非飛散性アスベストで普通産廃として扱われます。飛散性の高いアスベストは「廃石綿等」と言い区別されます。廃石綿等は特別管理産業廃棄物となります。

石綿含有産業廃棄物は飛散防止のため、破碎や圧縮といった中間処理を行うことは原則禁止されています。石綿含有産業廃棄物の処理は、梱包したまま最終処分場で埋め立て処分することが一般的です。最終処分場への運搬は現場から直送するか、積替保管施設を経由して搬入します。



産業廃棄物の処理委託契約は一次処分（廃棄物が最初に処分される）までの業者と直接結ばなければいけません。そのため、石綿含有産業廃棄物の埋立処分を委託する場合は、中間処理業者ではなく最終処分業者と直接契約を結ばなければいけません。

② 石綿含有産業廃棄物は飛散防止対策が必要！

石綿含有産業廃棄物（成形板など）は非飛散性ですが、運搬中などに割れると飛散するため、袋詰めやシートで覆うなどの飛散防止対策が必要となります。そのため、石綿含有産業廃棄物を委託する際の契約やマニフェストに荷姿をバラとして記載していると書類上は飛散防止対策がとられていないことになってしまうため注意しましょう。

今回のポイント！

◇石綿の処理は破砕等の中間処理業者に委託してはいけません。

Q 7 確実にリサイクルされるものでも産業廃棄物？

事業活動に伴って排出された廃棄物なら産業廃棄物です。



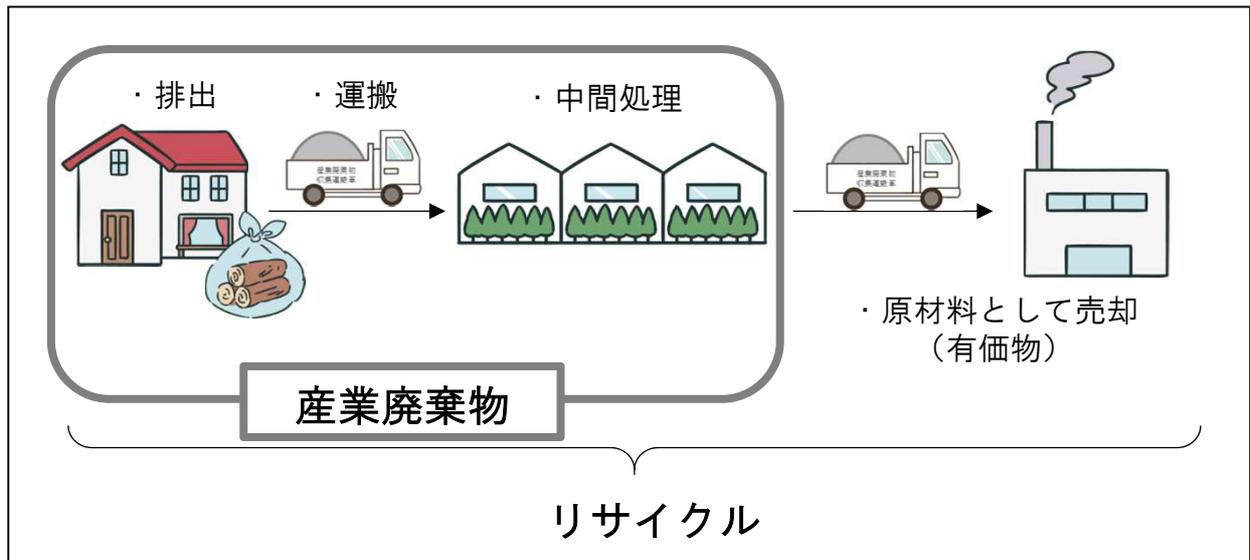
◇こんなことしていませんか？◇

①再生されることが確実なのでマニフェストを交付せず委託した。

① 「リサイクルか」と「産業廃棄物か」は別問題

産業廃棄物は「事業活動に伴って排出された廃棄物」です。排出された廃棄物がリサイクルされるものかどうかということとは関係ありません。確実にリサイクルされるならば産業廃棄物として扱わなくて良いと誤解されることがあります。

この誤解の要因の一つに廃棄物処理法で定められた「専ら物※¹（もっぱらぶつ）」というものがあります。これは「専ら物を専ら業者へ委託する」という限定的な条件のもと、マニフェストの交付が免除されるという規定です。委託契約書などのその他の産業廃棄物の委託基準は守らなければいけません。



排出の段階から有価物として取引をする場合は、そもそも廃棄物ではないので廃棄物処理法の対象外となります。

図のように中間処理後に有価物として取引される場合は中間処理が完了するまでは産業廃棄物なので、収集運搬業者や中間処理業者とは委託契約の締結や manifests の交付が必要となります。

確実にリサイクルされるからと言って、委託契約の締結や manifests の交付をせず、無料引取業者※²に引き渡したりすると、委託基準違反といった法令違反になります。リサイクルされるかどうかに関わらず、産業廃棄物は委託基準に沿って処理するようにしましょう。

※1 「もっぱら再生利用の目的となる廃棄物」のこと。古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維の4種類がある。(初級編Q6参照)

※2 廃棄物処理に関する許可を持たず、委託契約もなしで無償回収する業者。

今回のポイント！

◇確実にリサイクルされるものでも
排出時は産業廃棄物！

Q 8 現場で余った資材を持ち帰っても良い？

その後、確実に再使用されるのであれば持ち帰ることができます。



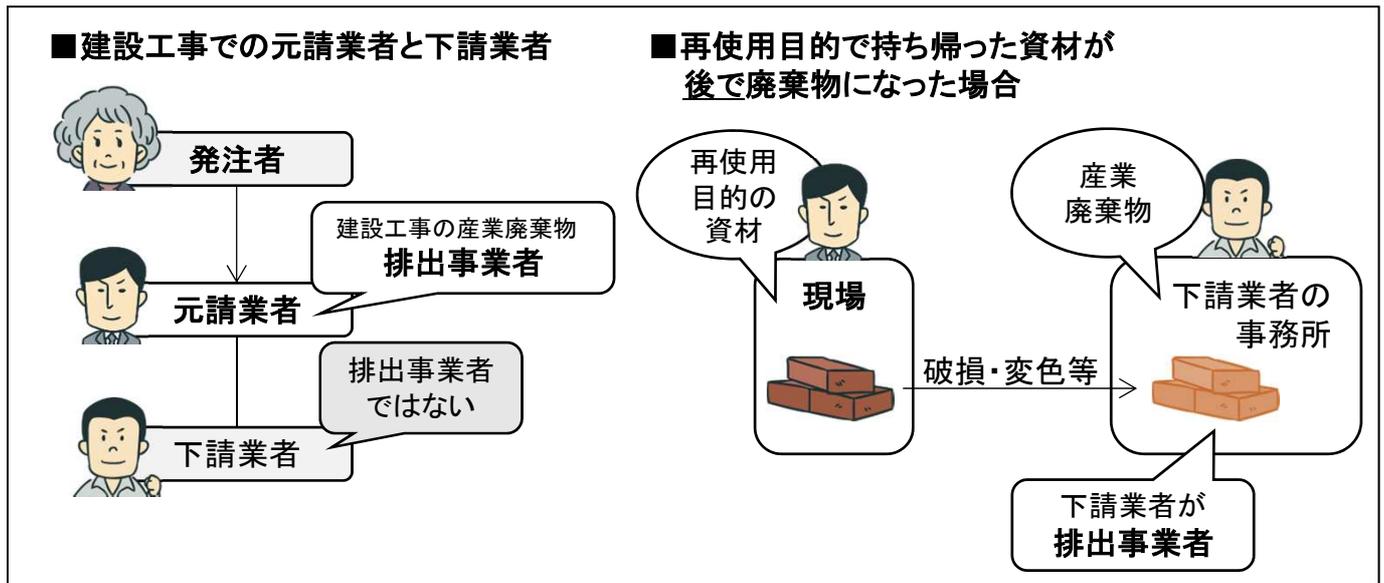
◇こんなことしていませんか？◇

- ① 廃棄物削減のために端材は何でも下請業者に持ち帰らせている。

① 下請業者の持ち帰りを認める際は責任を明確に！

新築工事では資材の規格寸法や梱包単位によって、まだ使える資材が余ってしまうことがあります。まだ使える資材を、他の現場に使い回すことは、コストダウンになるばかりか、廃棄物発生抑制の観点からも望ましいことです。

しかし、余った資材（端材）が再使用できない物である場合、産業廃棄物となり元請業者が処理責任を負わなければなりません。



つまり、下請業者に余った資材（端材）等を廃棄させるために運搬させると、原則※1産業廃棄物処理委託基準違反に問われることとなります。

只、再使用する為に持ち帰った資材も、運搬中や保管中に、破損、変色、変質し、使用出来なくなる場合もあります。持ち帰った資材は、使用出来なくなった時点で、資材から廃棄物となり、保管していた下請業者が、排出事業者として適正に処理しなければいけません。

元請業者は、下請業者と残資材の持ち帰りと、もし持ち帰り後に廃棄物となった場合には適正処理することについて文書を取り交したうえで、下請業者の資材管理状況及び産業廃棄物の処理委託契約の確認をしておくことが望ましいでしょう。

※1：廃棄物処理法で定める一定の条件を満たした場合、収集運搬業許可を持たない下請業者も産業廃棄物を運搬できる。（上級編Q4参照）

今回のポイント！

◇元請業者として余った資材も最後まで管理することが大切！！

Q 1 契約書等はデータで保存しておいてもいいの？

産業廃棄物の委託契約書等はデータ上で保存できます。



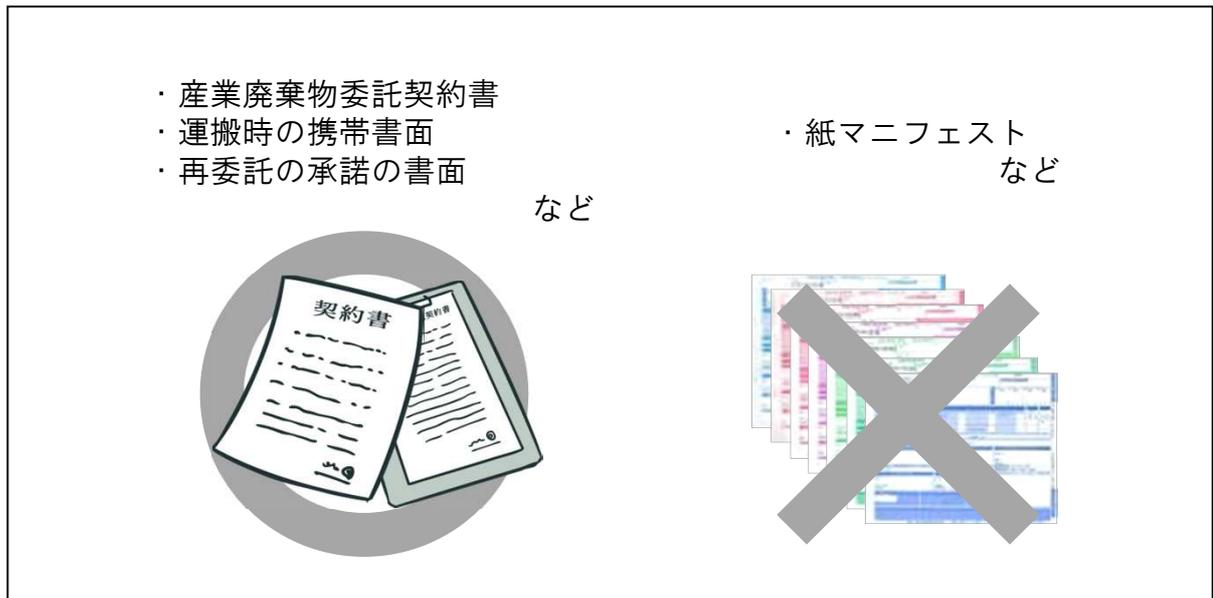
◇こんなことしていませんか？◇

①紙マニフェストの保存は場所を取るのでデータだけ保存している

① 電子化して良いものとダメなものがあります。

平成17年に施行されたe-文書法により、法律で保存などが義務付けられている一部の書面がデータ上で作成・保存・交付できるようになりました。

廃棄物処理法でも契約書や運搬時の書面などがこのe-文書法の対象となっています。委託契約書は廃棄物処理法で書面にて作成することが定められていますが、これにより産業廃棄物の委託契約書を電子上で締結したり、書面で締結した契約書を電子化して保存をすることができます。（保存期間は契約終了から5年間保存）



これにより、書面の保管スペースが不要となり、データベースの作成など電子上での管理が可能となります。ただ、電子化をしてもデータの紛失や破損のリスクは発生しますので、バックアップの作成等の対応が必要です。社内体制に合わせて、全てを電子化する、履行中の契約は書面で管理し、保存だけのものは電子化する等、どの程度電子化するかを適切に判断することが大切と言えます。

また、すべての書面が電子化できるわけではありません。紙マニフェストは対象外のため、返送された伝票を電子化して原本を破棄することは廃棄物処理法違反となります。

なお、紙マニフェストはe-文書法を根拠に電子化することはできませんが、JWNETの電子マニフェストを利用することで電子データとしての管理を行うことができます。

今回のポイント！

◇電子化してはいけないものがあることに注意が必要！！

Q 2 排出事業者として処理施設の確認は義務？

法律では努力義務ですが、自治体によっては義務として定めているところもあります。



◇こんなところがあります◇

- ①直接確認と実施した記録の保存を義務付け
- ②確認の実施は義務付け、記録の保存は不要
- ③確認は電話などでも可、記録の保存は義務付け

廃棄物処理法上は施設確認は努力義務ですが・・・

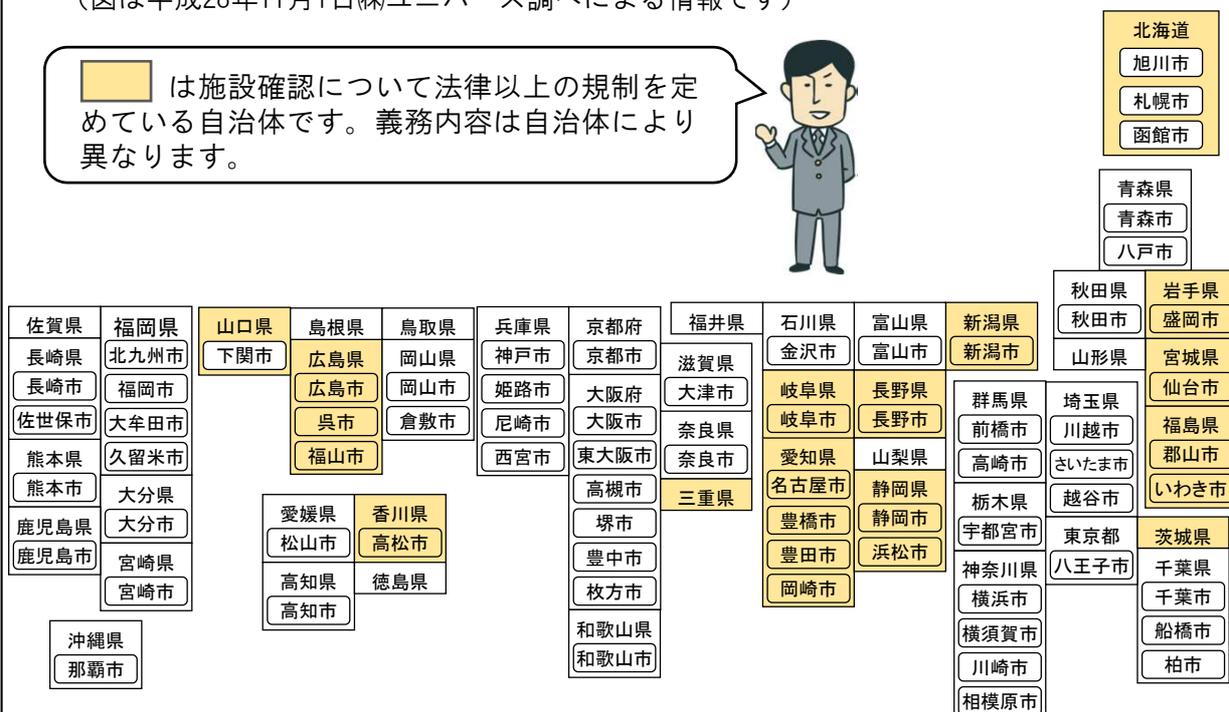
廃棄物処理法では処理を委託する場合の委託先に対する施設確認は努力義務として定められており、確認しないことに対して、直接の罰則は定められていません。

ただし、産業廃棄物については都道府県又は政令市がその管轄となります。そのため条例の中で、地域内の処理業者へ処理を委託する排出事業者に対し、施設の確認を義務付けている自治体があります。また、その厳しさも自治体により様々です。

①のような条例を定めている自治体の1つは静岡県です。②は広島県、③は新潟県などが条例でこのように施設確認を義務付けています。もちろんここで挙げた3県はあくまで一例です。

■全国の都道府県又は廃棄物処理法における政令市
 (図は平成28年11月1日(株)ユニバース調べによる情報です)

■ は施設確認について法律以上の規制を定めている自治体です。義務内容は自治体により異なります。



※青森県八戸市は平成29年1月から政令市となっています。

また、廃棄物処理法では努力義務なので、確認をしなくても罰則などはありませんが、排出事業者責任として自身が委託する業者が適正に処理を行っているかを確認することは実施しておくべきと言えます。

強制力のある義務ではないからといって排出事業者としての責任が無くなるわけではありません。

条例で義務付けられている自治体はもちろん、そうでない自治体でも可能な限り処理業者の施設確認は実施しましょう。

今回のポイント！

◇排出事業者責任として施設確認はできるだけ実施する！

Q 3 処理業者の施設確認では何を 確認すれば良い？

施設確認で欠かせない
ポイントは3つです。



◇こんなことになっていませんか？◇

①施設確認はとりあえず行って説明を聞いてくるだけ。

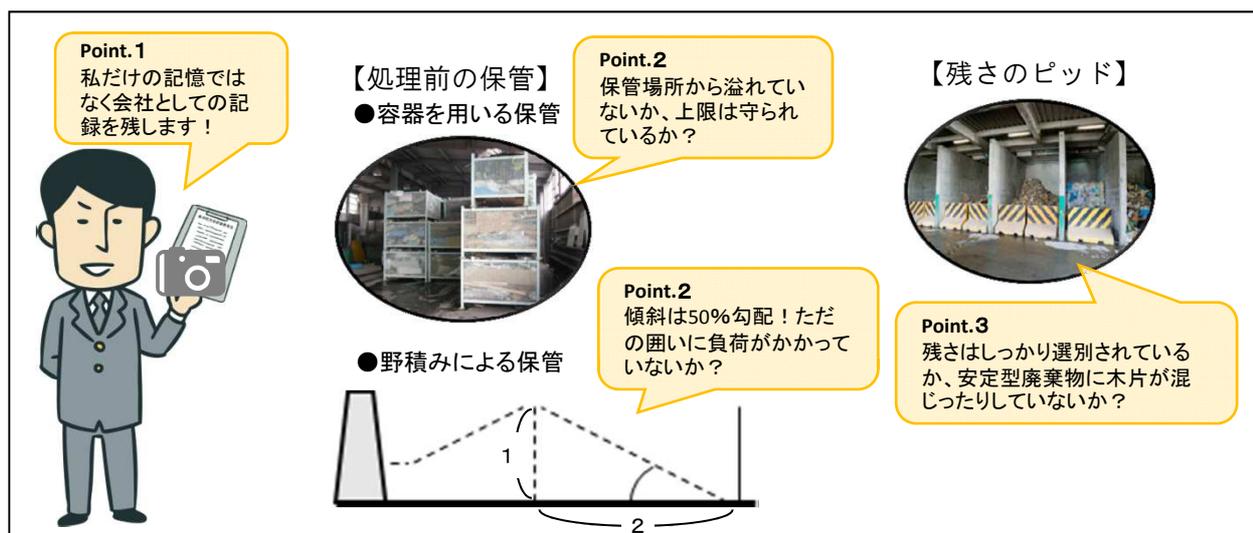
① 施設見学ではなく施設確認を！

ただ施設に行って業者側の説明を聞いてくるだけであれば、「施設見学」です。より良い業者を見分けるためには3つのポイントを押さえた「施設確認」が大切です。

Point. 1 チェックシートとカメラは必ず持参！

施設確認へ行く際は、事前にチェックすべき項目や基準を整理しておきましょう。そのためにはチェックシートの作成が有効です。施設確認のチェックシートは住団連から販売されているものや全国産業廃棄物連合会が公開しているものもあります。

また、当日はカメラを持参し、施設確認の内容を社内で共有できるよう画像としても保存します。



Point. 2 廃棄物が溢れていないか確認する！

現地で確認すべき点は廃棄物の保管状況です。廃棄物が保管容器の周辺に溢れていないか、飛散防止の対策がとられているか、保管場所に掲示された高さの上限を超えていないかを確認します。野積みの場合、傾斜が50%勾配以下であることなどの条件があります。

保管場所から廃棄物が溢れている場合、処理能力以上の廃棄物の受入れをしている可能性があります。

Point. 3 処理後の残さの状態を確認する！

現地で次に確認すべき点は処理後の残さです。処理業者の質は残さの質にあると言えます。中間処理が不十分だと、二次先で受け入れられないなどのトラブルになる場合があります。

3つのポイントの他にも、悪臭・騒音は周辺住民からのクレームになりやすい要素です。異常な臭いや音が無いかも重要な判断基準と言えます。

今回のポイント！

◇処理前後の状態を確認し、記録を残す！

Q 4 処分を委託する時に行政と事前協議がいるの？

事前に協議や届出が必要な自治体もあります。



◇こんな風に考えていませんか？◇

①廃棄物処理法のルールを守っていれば地方のルールは気にしなくて大丈夫。

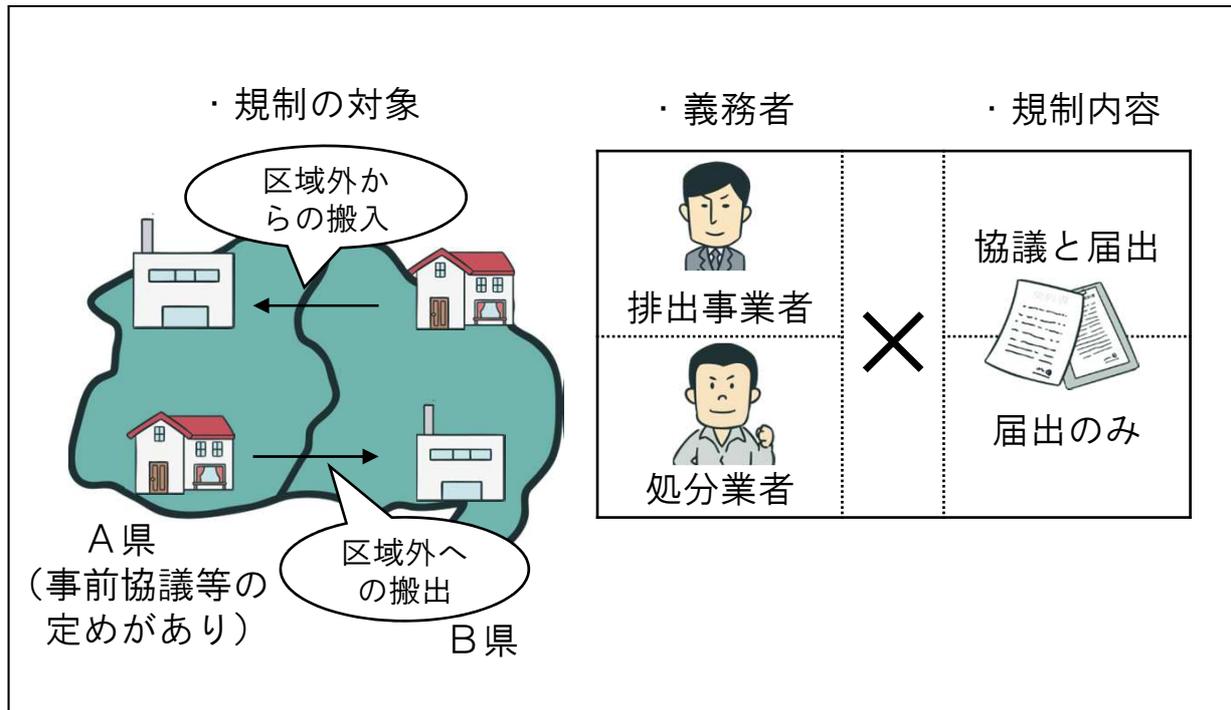
① 自治体をまたいで処分を委託する際に注意が必要

都道府県又は政令市によっては、条例等により産業廃棄物の区域外からの搬入や区域外への搬出について、監視・指導を効率化・迅速化するために事前協議制度等を定めているところがあります。

事前協議等とは具体的には、廃棄物を自治体に持ち込む、あるいは自治体の中から外へ搬出する場合に、その自治体が廃棄物の量などによって事前に届出の提出や詳しい情報の提出を求めるものです。

事前協議等の規制方法は大きく3つの項目の組み合わせで考えられます。規制の対象が搬入か搬出か、規制の義務者が排出事業者か処分業者か、規制の内容が届出と協議か届出だけか、の3つです。

パターンとしては区域外から搬入する排出事業者へ協議等を求めることがほとんどですが、受け入れる処理業者側への義務や区域外へ委



託する排出事業者への義務を定めている自治体もあります。事前協議等の内容や様式は自治体により様々ですが、規制を定めている自治体は73/115自治体あります。(平成28年11月(株)ユニバーズ調べ)

また、中には罰則を定めているところや、過去に不法投棄事件などがあった自治体では、そもそも区域外からの産業廃棄物の持ち込みを抑制するために事前協議等を定めているところもあります。

産業廃棄物の処理を都道府県又は政令市の区域を越えて委託する場合には排出場所の自治体と委託先の自治体の条例等についても確認することが大切です。

今回のポイント！

◇事前協議等は都道府県又は政令市の条例等によって定められている！

Q 5 許可のない下請け業者でも産廃を運搬できる？

限られた条件の下であれば、
運搬することができます。



◇こんなことしていませんか？◇

- ①少量なので自社の保管施設への運搬は下請け業者へ丸投げしている

① 1つでも条件を満たさなければ罰則の対象に

廃棄物処理法により、建設工事においては元請け業者が排出事業者となることが明記されています。そのため、下請け業者が現場から産業廃棄物を運搬する場合、排出事業者（元請け）からの運搬の委託と見なされます。そのため、下請け業者が運搬を行う場合、収集運搬業の許可が必要で、委託契約やマニフェストの交付も必要となります。

ただし、下請け業者による運搬には特例があり、表の条件を全て満たす場合は下請け業者であっても排出事業者と見なして、自社運搬のように収集運搬の許可が無くても運搬が可能となります。

区分	条件
運搬するための条件	新築・増築・解体工事ではない建設工事 (維持修繕工事、瑕疵補修工事などであること)
	請負金額(発注者の支払金額)が500万円以下の工事であること
	特別管理産業廃棄物(飛散性のアスベストなど)が発生しないこと
	1回に運搬する廃棄物は1m ³ 以下の容量であること
	下請会社が受注した工事から発生した廃棄物のみが対象であること
	運搬の途中で積替保管を行わないこと
	建設現場と同一の県または隣接する県の、排出事業者が使用権限を持つ保管場所(排出事業者が委託契約した処理業者の処理施設も含む)へ運搬すること
	保管場所からの廃棄物の処理に関しては、元請会社が排出事業者としての責任を果たすことができること
運搬時の管理	下請会社と交わす工事請負契約に、下請会社が運搬することを定めた内容を含むこと
	運搬時には、上記契約書の写しを携帯すること
	運搬時には、車輛の表示や書面の携帯などの運搬時の基準が適用されること

私たちが運搬するには厳しい条件があります



※表は概要です。詳細は下記環境省通知の第十六を参照。
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)」
(環廃対発第110204005号 環廃産発第110204002号)

しかし、条件が該当する状況は非常に限られ、どれか1つでも条件が欠けると、収集運搬の許可を持たない業者へ運搬を委託したとして委託基準違反の罰則(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科)の対象となります。

特例を利用する際には条件の確認を厳密に行うようにしましょう。

今回のポイント!

◇収集運搬業許可のない下請け業者による運搬はあくまで特例!

Q 6 剪定した木は産業廃棄物になるの？

建設工事に伴って排出された場合は産業廃棄物となります。



◇こんなことしていませんか？◇

- ① 施主が選定した木くずもついでに一緒に処理した。
- ② 足場設置の際に剪定した木を一般ごみで出した。

①② 剪定した木は排出状況により判断

剪定した木が産業廃棄物となるか一般廃棄物となるかは排出した事業者の業種、排出時の状況により変わります。木くずは業種指定のある品目です。建設業者が排出した木が産業廃棄物の木くずとなるのは、新築、改築、増築、解体といった建設工事から排出された場合です。

つまり、新築などに伴って足場の設置や外構工事などを行う際に剪定をしたものは産業廃棄物となり、元請業者が排出事業者として処理をしなければいけません。

例え事業活動に伴って排出された木くずでも、建設工事を伴わずに、剪定だけをして排出された木は業種指定の条件に当てはまりませんので、一般廃棄物となると考えられます。

建設工事を伴う	建設工事を伴わない
<p data-bbox="252 398 628 479">外構工事などに伴って 排出した木くず</p>  <p data-bbox="443 748 475 801">↓</p> <div data-bbox="296 815 619 931" style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p data-bbox="352 853 563 898">産業廃棄物</p> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="804 398 1101 479"> <p>業者が剪定だけを した木くず</p>  <p data-bbox="938 748 970 801">↓</p> </div> <div data-bbox="1171 398 1356 479"> <p>施主が剪定 した木くず</p>  <p data-bbox="1209 748 1241 801">↓</p> </div> </div> <div data-bbox="906 815 1270 931" style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p data-bbox="983 853 1193 898">一般廃棄物</p> </div>

もちろん、施主が庭木の手入れで剪定した木くずも一般廃棄物となります。一般廃棄物となる場合は他の廃棄物と分別し、その地域のルールに従って処理します。

このように同じ木だからといっても、その排出される状況などにより産業廃棄物となるか一般廃棄物となるかは異なります。施主が剪定した木くずの処理を請け負う、あるいは工事に伴って剪定した木くずを一般ごみと一緒に出すと、無許可営業や不法投棄とみなされてしまう場合があるので注意しましょう。

今回のポイント！

◇建設業で産廃となる木くずは
建設工事に伴って排出されたもの。

Q 7. 紙マニを紛失したら改めて交付してもいい？

交付しなおしてはいけません。
二重交付は虚偽の交付となる
恐れがあります。



◇こんなことしていませんか？◇

- ①返送された紙マニフェストを失くしたが仕方がないのでそのままにしている
- ②交付した後でA票を失くしたので同じ内容のものを交付しなおした

①② コピーをもらって保存することが望ましい

紙マニフェストは一般的にカーボン紙の7枚綴りが使われます。廃棄物処理法では排出事業者に対して、この紙マニフェストをA票は交付日から5年間、B2・D・E票は返送された日から5年間保存することを義務付けています。そのため紙マニフェストを運用する場合は、記載事項などの基準はもちろんですが、交付したA票、返送されたB2・D・E票を保存するための管理体制も必要です。

万が一これらの伝票を紛失した場合でも、改めて交付しなおすことはしてはいけません。交付しなおすと二重交付となり、実際の委託状況とは異なる、つまり虚偽の交付とみなされてしまう恐れがあります。

A票は2011年の改正により保存が義務付けられているので注意しましょう！

伝票	対応方法
A票 	収集運搬業者の控えであるB1票のコピーにて代用
B2票 	収集運搬業者の控えであるB1票のコピーにて代用 収集運搬業者の会社名・運搬担当者名・運搬終了日の記載があることを確認する
D票 	処分業者の控えであるC1票のコピーにて代用 処分業者の会社名・運搬担当者名・処分終了日の記載があることを確認する
E票 	処分業者の控えであるC1票のコピーにて代用 処分業者の会社名・運搬担当者名・処分終了日・最終処分を行った場所と所在地の記載があることを確認する

紛失してしまった場合は、他の伝票のコピーで代用することが望ましいと言えます。各伝票について処理業者が控えにあたる伝票を持っているはずなので、そのコピーをもらい、備考欄などに紛失した旨を追記して保存します。

また、紛失した伝票には排出事業場の住所など個人情報も含まれるため、そのままにはせず警察などへ届け出ることも検討しましょう。

もちろん伝票を紛失しない管理体制をつくることが最も重要です。電子マニフェストの利用も伝票の紛失を防ぐ管理体制の1つとして有用と言えます。

今回のポイント！

◇まずは紛失しないようなマニフェスト保存の管理体制をつくる！

【Q & A 主な根拠法令集】

区分	Q & A	主な根拠法令
初級編	Q 1	・ 廃棄物処理法第21条の3（元請業者）
	Q 2	・ 廃棄物処理法第21条の3（元請業者） ・ 家電リサイクル法第2条（対象機器の定義）
	Q 3	・ 廃棄物処理法第2条第4項（産業廃棄物の定義）
	Q 4	・ 廃棄物処理法施行令第6条第3号（安定型産業廃棄物）
	Q 5	・ 廃棄物処理法第2条（廃棄物の定義） ・ 環廃産発第1303299号「行政処分の方針について（通知）」（総合判断説）
	Q 6	・ 廃棄物処理法第14条（専ら業者） ・ 環廃産発第13032910号「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」（専ら物）
	Q 7	・ 廃棄物処理法施行令第6条の2第4号（処理委託契約書）
	Q 8	・ 廃棄物処理法施行規則第8条の4（契約書への許可証の添付）
	Q 9	・ 廃棄物処理法施行令第6条の2第4号（処理委託契約書） ・ 廃棄物処理法施行規則第8条の4の2（契約書の記載事項）
	Q 1 0	—
	Q 1 1	・ 廃棄物処理法施行規則第8条の21（マニフェストの記載事項）
	Q 1 2	・ 廃棄物処理法第12条の3第7項（マニフェスト交付状況の報告義務）
	Q 1 3	・ 廃棄物処理法第25条第6号（無許可業者への委託に対する罰則）
	Q 1 4	・ 廃棄物処理法第25条～32条（罰則）
	Q 1 5	・ 廃棄物処理法第12条の5（電子マニフェスト）
	Q 1 6	・ 建設リサイクル法施行令第1条（特定建設資材の定義） ・ 建設リサイクル法施行令第2条（対象建設工事の基準）
	Q 1 7	・ 建設リサイクル法第9条（分別解体等の義務） ・ 建設リサイクル法第10条（事前届出の義務）
	Q 1 8	・ 家電リサイクル法第6条（事業者の責務）
中級編	Q 1	・ 廃棄物処理法施行規則第9条の3（優良産廃処理業者認定制度）
	Q 2	・ 廃棄物処理法第14条第8項（許可更新中の特例）
	Q 3	・ 廃棄物処理法第12条第9項（多量排出事業者）
	Q 4	・ 廃棄物処理法第14条（自社運搬） ・ 廃棄物処理法施行令第6条（産業廃棄物の運搬時の基準）
	Q 5	・ 石綿障害予防規則第3条（事前調査の実施） ・ 大気汚染防止法第18条の17（事前調査の実施）
	Q 6	・ 環廃産発第110331004号「石綿含有廃棄物等の適正処理について（通知）」（石綿の処理基準）
	Q 7	—
	Q 8	—
上級編	Q 1	・ e-文書法第3条、第4条（委託契約書の電磁的作成、保存）
	Q 2	・ 廃棄物処理法第12条第7項（施設確認の努力義務）
	Q 3	・ 廃棄物処理法施行規則第8条（産業廃棄物の保管基準）
	Q 4	—
	Q 5	・ 廃棄物処理法第21条の3第3項（下請業者による運搬の特例） ・ 環廃産発第110204002号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（下請業者による運搬の条件）
	Q 6	・ 廃棄物処理法施行令第2条第2号（木くずの定義）
	Q 7	・ 廃棄物処理法第12条の3（マニフェストに関わる義務）

[生産技術委員会 建設副産物ワーキンググループ メンバー]

住友林業株式会社	中丸 文人
住友林業株式会社	小野 元嗣
株式会社オープンハウス・アーキテクト	永井 誠一
タカノホーム株式会社	高橋 明久
株式会社桧家住宅北関東	吉田 匠
株式会社桧家住宅上信越	内田 聡
株式会社クワバラ・パンぷキン	桑原 幹夫
株式会社ユニバース	白石 遼
	子安 伸幸

産業廃棄物適正管理のためのQ&A集

初版 2015年3月
第2版 2016年3月
第3版 2017年3月

発行 一般社団法人 日本木造住宅産業協会
東京都港区六本木1-7-27 全特六本木ビルWEST 棟2F
TEL 03-5114-3010 FAX 03-5114-3020
ホームページ <http://www.mokujukyo.or.jp>

※本書を無断で掲載、複写および出版物などに使用することはお断り致します。